平成 20 年度行政評価の実施による効果と今後の課題等

平成 21 年 3 月
越　　谷　　市

＜目次＞

Ⅰ　行政評価の実施による効果 1
1　事業内容の見直しによる効果 1
⑴　事業内容の検討・見直し等 1
⑵　事業費の削減 2
2　その他の効果 3
⑴　第 4 次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）における取組の推進 3
⑵　内部評価の客観性の確保 4
⑶　データの有効活用 4
Ⅱ　今後の課題 5
1　評価の一層の質的向上について 5
⑴　事業目的の再確認と明確化 5
⑵　個別評価と総合評価の整合 6
⑶　成果指標の設定 6
⑷　評価対象事業のくくり方等 7
2　外部評価について 7
⑴　外部評価対象事業の選定 7
⑵　外部評価の今後のあり方 7
3　その他 8
⑴　改革改善の明確化 8
参考資料 9
○　各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準 9
○　改革改善計画（各種評価結果を踏まえた対応等）一覧 12

Ⅰ　行政評価の実施による効果

平成 20 年度における行政評価（事務事業の事後評価及び外部評価。以下同じ。）の実施による効果を整理すると、以下のとおりである。

1　事業内容の見直しによる効果

⑴　事業内容の検討・見直し等

平成 20 年度に実施した行政評価により、各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業[1]（以下「改革改善対象事業」という。）は、事後評価対象事業の 556 事業中 171 事業であった。

同 171 事業のうち、改革改善計画において平成 20 年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 153 事業、平成 20 年度で終了することとした事業は 4 事業である（図表 1-1 参照）。

また、これら 171 事業のうち、外部評価を実施した事業は全部で 68 事業であるが、このうち平成 20 年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は 62 事業である（同図表）。

図表 1-1：【事業内容の検討・見直し状況】

※（ ）内：平成 20 年度外部評価対象事業

事務事業評価（事後評価）対象事業数	クロス分析等の結果、改革改善計画の作成対象とした事業	改革改善対象事業				行政評価の結果を踏まえ事業内容の見直しをした結果、事業費を削減した事業【H20 と H21 当初予算の比較】		
			対応等	事業数		事業数	削減額	計
556 事業（68 事業）		171 事業（68 事業）	現状維持	14 事業（6 事業）				
			検討・見直し	153 事業（62 事業）	⇒	10 事業（2 事業）	約 2 億 4,700 万円（約 1 億 8,200 万円）	**約 2 億 8,300 万円**（約 1 億 8,200 万円）
			平成 20 年度で終了	4 事業	⇒	4 事業	約 3,600 万円	

（参考）検討・見直し（153 事業）の具体的な内容例（詳細は巻末参考資料参照）

- 各種証明書を発行する自動交付機の増設
- 土地評価システムと地理情報システムとの連携によるデータの共有化
- 補助金、助成金の交付要綱等の見直し
- 電算システム導入等による効率化
- 自主防犯活動団等への活動支援の強化
- 事業メニューの見直しや手続の簡素化による市民の利便性の向上　　等

[1] クロス分析で問題があると思われる事業、内部の総合評価の結果Ｃ評価(課題が多く事業の大幅な見直しが必要)及びＤ評価(事業の休・廃止を含めた検討が必要)になった事業、平成 20 年度外部評価対象事業、平成 19 年度以前に実施した外部評価でＣ、Ｄ評価、経費等の削減を提案された事業。法令の改廃や事業終期の到来等に伴い終了するものを除く。→詳細は巻末参考資料（各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準）参照

⑵　事業費の削減

平成 20 年度における 171 の改革改善対象事業のうち、各種評価結果を踏まえ事業内容の見直しをしたことにより、平成 20 年度当初予算と比較して平成 21 年度当初予算において事業費を削減した主な事業は 14 事業であり、その削減額は合計で約 2 億 8,300 万円となった（図表 1-1、1-2 参照）。

なお、この 14 事業については、過年度分を含め全て外部評価対象事業である。そのうち平成 20 年度における外部評価対象事業は 2 事業であり、見直しによる事業費の削減額は約 1 億 8,200 万円である。

図表 1-2：【事業費の削減】

㊥：外部評価対象事業（過年度分を含む。網掛けは H20 年度外部評価対象事業）

事業名の（）内の数字：事務事業評価等実施結果一覧表(平成 20 年 11 月公表)における事業番号　　**単位（千円）**

No	事業名		所管課	H20 年度当初予算額…①	H21 年度当初予算額…②	削減額…③（②－①）	事業費削減の概要
1	公文書管理事業(43)	㊥	文書法規課	18,060	14,600	▲ 3,460	契約内容の見直しによる削減
2	優秀建設工事表彰事業(63)	㊥	工事検査課	110	0	▲ 110	事業の廃止による削減
3	土地評価システム委託事業(69)	㊥	資産税課	39,000	19,600	▲ 19,400	委託内容の見直しによる削減
4	北部出張所運営事業(82)	㊥	北部出張所	17,700	14,530	▲ 3,170	委託内容の見直しによる削減
5	交通災害共済保険料負担事業(111)	㊥	くらし安心課	36,200	0	▲ 36,200	事業の廃止による削減（一般加入金以外の市費負担分。廃止に伴う 2 年間の経過措置により生じる支給対応分を除く。）
6	共済見舞金（加入促進費含む）(120)	㊥	くらし安心課				
7	介護予防事業(163)	㊥	高齢介護課	43,100	500	▲ 42,600	事業の一部廃止による削減
8	国民健康保険会計繰出金（法定外）事業(196)	㊥	国民健康保険課	300,000	284,000	▲ 16,000	保険税率改定による削減
9	介護納付金（国保会計）(200)	㊥	国民健康保険課	1,850,000	1,710,000	▲ 140,000	保険税率改定による削減
10	商工会補助事業(299)	㊥	産業支援課	43,400	42,300	▲ 1,100	補助金等の見直しによる削減
11	農産物生産奨励事業(301)	㊥	農政課	7,340	3,260	▲ 4,080	補助金等の見直しによる削減
12	ポンプ場施設維持管理事業(365)	㊥	下水道課	134,950	120,050	▲ 14,900	事業の優先順位を踏まえた実施時期の見直しによる削減
13	消防委員会運営事業(539)	㊥	消防本部総務課	230	0	▲ 230	事業の廃止による削減
14	火災予防事業(550)	㊥	予防課	7,410	4,860	▲ 2,550	起震車の再リースによる削減
計				2,497,500	2,213,700	▲ 283,800	
	(H20 外部評価対象事業分)			(1,893,100)	(1,710,500)	(▲ 182,600)	

※　この表に掲げる事業以外の事業についての見直しで、次のようなものは含まない。

- 法令の改廃や事業終期の到来等に伴う事業費の当然減によるもの
- 評価対象とする事業単位を構成している個々の事業の見直しによる組替え等を行ったが、事業単位としては事業費の削減に至っていないもの

２ その他の効果

⑴ 第４次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）における取組の推進

各種評価結果を踏まえ課題を把握した事業の中で、以後の一定期間内に本市として特に重点的かつ集中的に見直しを行う必要があると判断されるものについては、順次現行の第４次行政改革における大綱実施計画（集中改革プラン）の取組項目として位置付け、目標とする効果や時期を明確化した改革改善を計画的に進めることとしている。

また、集中改革プランに位置付けた取組項目であっても、即時に実施したもの以外については、該当事業の状況等を毎年度評価し、その見直しのあり方を不断に精査することを通じて、情勢に即応した適切な改革の推進を図ることが期待できる。

評価結果を踏まえてこれまで集中改革プランに位置付けた事業は図表 1-3 のとおりであり、平成 20 年度における集中改革プランの追加取組項目のうち、同年度に実施した行政評価の結果に基づき新たに位置付けたものはないが、過年度分の既定取組項目のうち、その後の継続的な評価を重ねる中で、当初計画していた見直し内容を拡充したり、実施時期を前倒しして実施することとしたものなどが本年度も見られた。

図表 1-3：【評価結果を踏まえて集中改革プランに位置付けた事業一覧】

網掛け：平成 20 年度までに実施した取組（実施のための手続を講じたものを含む。）

	集中改革プランの取組名	所管課 （平成 20 年 4 月現在）	行政評価対象事業名	備考	位置付けた年度
1	公用車の一部集中管理	総務管理課	庁用車管理事業		平成 17 年度
2	越谷市交通災害共済の健全運営	くらし安心課	交通災害共済保険料負担事業 共済見舞金（加入促進費含む）	（当初計画内容） 実施方法等の見直し ↓ （実施内容） 事業廃止	
3	越谷市国際交流協会に関する事務の見直し	秘書課	国際交流協会支援事業		
4	庁舎内の電話交換業務の見直し	総務管理課	庁舎管理事業		
5	市民農園整備業務の民間委託	農政課	市民農園整備事業		
6	低温貯蔵庫管理業務の民間委託	農政課	低温貯蔵庫管理費	（当初計画内容） 実施方法等の見直し ↓ （実施内容） 事業廃止	
7	公共下水道における水洗化促進業務の民間委託	下水道課	水洗便所普及啓発事業		
8	公園等管理業務の民間委託	公園緑地課	公園施設維持管理事業		
9	市営住宅の管理代行委託	建築住宅課	市営住宅運営事業		
10	事務服貸与事業の見直し	人事研修課	職員福利厚生事業		
11	粗大ごみ受付事務のサービス向上	環境資源課	粗大ごみ受付業務		
12	市税の収納率向上と自主財源の確保	納税課	市税等徴収事務事業		
13	消防委員会の廃止	消防本部総務課	消防委員会運営事業	実施時期前倒し	平成 18 年度
14	赤山町共同住宅の廃止	財産管理課	公有財産管理事業		
15	教職員住宅の廃止	教育総務部総務課	教職員住宅施設管理事業		
16	おがの山荘の廃止	国民健康保険課	おがの山荘施設管理事業 おがの山荘運営事業		平成 19 年度
17	能楽堂の使用料の見直し	生涯学習課	日本文化伝承の館運営事業		

⑵　内部評価の客観性の確保

行政評価については、市の職員による内部評価に加え、評価の客観性・透明性の確保等を目的として、外部評価も実施している。

内部評価と外部評価の結果が一致する割合の推移は図表 1-4 のとおりであり、平成 20 年度における一致割合（82%）は前年度（85%）をわずかに下回ったものの、引き続き 8 割台の高さを維持する結果となり、内部評価の客観性が継続して確保されていると考えることができる。

図表 1-4：【各年度別の内部評価・外部評価結果の一致状況】

	一致	不一致
平成 16 年度	32 事業（64%）	18 事業(36%)
平成 17 年度	33 事業（66%）	17 事業(34%)
平成 18 年度	57 事業（79%）	15 事業(21%)
平成 19 年度	52 事業（85%）	9 事業(15%)
平成 20 年度	56 事業（82%）	12 事業(18%)

⑶　データの有効活用

行政評価で取得したデータについては、平成 20 年度も総合振興計画や男女共同参画プランの進行管理をはじめ、組織・定数調整、予算編成など他の業務への有効活用を図り、各業務において個々に類似の調査等を新たに行うことによる負担を軽減することができた。

Ⅱ　今後の課題

本市の行政評価に関し、平成 20 年度における各評価の実施経過等を踏まえ、外部評価や行政経営審議会において指摘のあった事項※を含めて整理した今後の課題は、以下のとおりである。

１　評価の一層の質的向上について

⑴　事業目的の再確認と明確化

長年継続している事業の一部において、既に目的を達成し、又は社会環境等の変化により事業目的そのものの意味が薄れてきていると思われる事業（特に、支援・補助を目的とした事業で対象件数が大幅に減少しているものなど）として、その目的に照らした事業内容や実施方法の再検討が平成 20 年度の外部評価で求められた。同様の指摘は、対象事業は異なるものの、過年度における外部評価でもなされており、各該当事業については、それぞれ指摘を踏まえた検討・見直しにつなげることとしている。

しかし、事業目的や情勢変化への即応状況の有無は、事業継続の妥当性を判断する上での最も基本的な視点の一つであり、各事業担当課による評価の段階で、より的確に実態を把握するよう努めていく必要がある。

なお、評価表の記載内容に関し、事業目的や事業を実施する意義などが明確に示されていない事業があるとの指摘もなされており、事業の必要性等について市民の理解を一層得るためにも、わかりやすい記載内容やその示し方の充実をさらに図る必要がある。

※ 外部評価や行政経営審議会によるその他の指摘事項の詳細については、それぞれの実施結果報告書や会議録を参照

⑵　個別評価と総合評価の整合

個別評価については、昨年度から評価表の見直しを行い、図表 2-1 のように、あらかじめ評価する上での具体的判断基準を列記した選択肢を明示し、その中から当てはまる項目を選択することによって、妥当性、効率性、有効性、貢献度を客観的に評価する方式を採用し、評価の均質性・客観性を確保するとともに、課題の明確化や個別評価と総合評価の関連性の強化等を図ることとした。

その中で、個別評価と総合評価の関連性については、昨年度の行政経営審議会において、個別評価の結果をきちんと踏まえていない総合評価となっている事業が見受けられるとの意見があったが、本年度も同様の指摘がなされている。

個別評価と総合評価は、その事業の課題を把握し、今後のあり方等を考えるための参考目安とするものであり、事業の積極的な検討・見直しに結び付くよう、各事業担当課において両者の整合のとれた評価の実施に一層努める必要がある。

図表 2-1：【個別評価の質問項目（妥当性部分のみ抜粋）】

視点	質問内容
妥当性	⑴ 社会情勢や時代の変化を踏まえても、事業の意義は薄れておらず、税金を使って実施する事業としてふさわしい。
	⑵ 市民から事業継続の要望が多く、それを裏付ける具体的データや需要予測もある。受益者以外からの意見も広く聴いている。
	⑶ 法律で市の実施義務や公務員の従事義務があり、市の意思では廃止・見直しできない。
	⑷ 国・県・民間等では実施又は適切なサービス水準の確保が困難で、市が主体となって関与すべき事業である。
	⑸ 休・廃止した場合に、市民に与える影響が大きい。
	⑹ 特定の個人や団体に受益が偏っていない(不公平感はない)。

⑶　成果指標の設定

行政評価による検証・見直しを的確に行い、限られた経営資源の有効活用と行政としての説明責任の遂行等を通じて市民満足度の向上を図るためには、事業を実施することによる「結果（活動量）」についての指標（活動指標）と、それにより得られる「成果」についての指標（成果指標）をきちんと設定することが基本となる。

このうち、活動指標については、ほとんどの事業で設定されるようになったが、成果指標については、未設定あるいは設定されていても適切でないと思われる事業が見受けられる（図表 2-2 参照）。

今後も、事業の目的を踏まえた成果指標の設定をしやすくするために、他の自治体における事例なども参考とした各種指標例の整備を引き続き進めるとともに、各事業担当課においても、事業内容に応じ、数値的に成果を計測することが困難なものについては代替的な指標の設定を工夫することなどを含めて、適切な指標の検討を行う必要がある。

図表 2-2：【活動指標や成果指標の設定状況】

内容（具体的判断基準）	「○」の有無	
	有	無
(12) 事業目的を踏まえた適切な活動指標・成果指標(数値化が困難な場合等は文言により代替的に指標となるもの)を設定している。	452 事業 81.3 %	104 事業 18.7 %

⑷　評価対象事業のくくり方等

事務事業評価（事後評価及び事前評価）においては、毎年度の評価対象事業を図表 2-3 に掲げる選定基準により選定しているが、本年度の外部評価では、評価対象とする事業のうち、施設管理や改修関連の各事業で、市全体として総合的に検討した施設整備計画に基づき実施されるようなものについては、個々の事業を個別に評価することに限界がある旨の指摘があった。

また、一連の事業となるべき事業が複数の事業として分離されているために、それらの関連を理解せずに各事業を個別に評価することは難しいものもあり、事業の実施計画策定や予算化においても同様の困難が伴うものと思われる旨の指摘も併せてなされた。

これらを踏まえ、関連する事業における評価対象のくくり方や評価方法についての見直しを検討する必要がある。

図表 2-3：【評価対象事業の選定基準】

① 一般会計及び特別会計を対象とする。
② 事業別予算の「細々目」を１事業として対象事業（実施計画対象事業を含む。）とする。
③ 事業別予算の「細々目」に対応する実施計画事業がある場合は、実施計画事業を１事業として捉える。
④ 事業別予算の「細々目」の中で、「職員人件費」や「一般事務経費」等のように具体的な事業として捉えることが困難なものは対象外とする。

2　外部評価について

⑴　外部評価対象事業の選定

外部評価対象事業については、事務事業評価対象事業等の中から一定基準及び各課提案に基づき、行政経営推進本部会議を経て決定しているが、本年度の外部評価等において、法律等で実施が義務付けられている法定受託事務や、国や県が主体となって実施する事業の一部を市が担う事業については、事業内容についての裁量範囲が狭く、事業の妥当性、貢献度、有効性についての評価は困難なことから、効率性の視点での評価が中心になる旨の指摘があった。

本市における外部評価は、事務事業評価を実施する全ての事業を対象としているため、前述のような事業も含まれるが、これらの指摘も踏まえ、外部評価の一層効果的な活用に適した評価対象事業のあり方について検討する必要がある。

⑵　外部評価の今後のあり方

外部評価の実施方法について行政経営推進本部会議で検討した結果、現状では、専門性を持った外部有識者の円滑な確保その他の一連の関係業務を効率的かつ効果的に行うとともに、個々の事業について利害関係を有しない中立的な立場からの公平・公正な評価を期する観点等から、現行のような業務委託方式を妥当なものとして採用している。

一方、将来的には市民の目・市民感覚からの評価を目指すべきである旨の意見が、これまでの行政経営審議会において出されており、今後の外部評価の実施のあり方については、評価過程に市民の声を取り入れることのできる仕組みの一層の充実を今後とも継続的に検討していく必要がある。

３　その他

⑴　改革改善の明確化

行政評価の結果を踏まえた個々の事務事業における対応等については、毎年度末に、行政評価の効果や課題等と併せて参考資料として取りまとめ、公表している。

しかし、行政経営審議会において、事務事業評価実施結果等一覧表に記載した内容からは、過年度に実施した外部評価結果を踏まえた対応が把握しにくく、その後の改革改善の過程をもっとわかりやすい形で示すことが望ましい旨の指摘があった。

過年度に実施した外部評価を含め、それぞれの年度に実施した各種評価結果を踏まえた対応等については、これまでも各改革改善の内容を報告書に明記するように努めているところであるが、当該指摘も踏まえ、対応等の具体的な内容をよりわかりやすく示す方法について検討する必要がある。

参考資料

○　各種評価結果を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業の選定基準

１　総合評価の結果C及びD評価になった事務事業

事業の総合評価として、Ａ（事業内容は適切である）、Ｂ（課題が少しあり事業の一部見直しが必要）、Ｃ（課題が多く事業の大幅な見直しが必要）、Ｄ（事業の休・廃止を含めた検討が必要）の４段階評価を実施した結果、Ｃ及びＤ評価になった事務事業

●総合評価

総合評価	事業数(件)	構成比
Ａ事業内容は適切である	86	15.5%
Ｂ課題が少しあり事業の一部見直しが必要	466	83.8%
Ｃ課題が多く事業の大幅な見直しが必要	3	0.5%
Ｄ事業の休・廃止を含めた検討が必要	1	0.2%
計	556	100.0%

C評価の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
111:交通災害共済保険料負担事業、159:障害者(児)複合施設整備事業、539:消防委員会運営事業

D評価の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
120:共済見舞金(加入促進費含む)

２　外部評価実施対象事業

⑴　平成２０年度に実施した外部評価の対象とした事務事業

○　Ｃ・Ｄ評価となった事業（以下のとおり）

●外部評価

総合評価	事業数(件)	構成比
Ａ事業内容は適切である	3	4%
Ｂ課題が少しあり事業の一部見直しが必要	59	87%
Ｃ課題が多く事業の大幅な見直しが必要	5	7%
Ｄ事業の休・廃止を含めた検討が必要	1	2%
計	68	100%

C評価の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
179:家族介護支援事業(介護保険)、300:中心市街地活性化推進事業(旧:TMO推進事業)、320:道路管理システム事業、355:都市防災河川等整備事業、362:公共下水道情報管理システム事業

D評価の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
99:公有財産管理事業(東小林記念会館)

○　その他「平成２０年度外部評価実施結果報告書」１８頁～２３頁に掲げる事業等

⑵　平成１９年度以前に実施した外部評価でＣ、Ｄ評価、経費等の削減を提案された事業

3　事務事業評価の結果、クロス分析で問題があると思われる事業

⑴　受益の偏りと受益者負担の見直しの余地

○　受益者負担の見直しをする必要があると考えられる事業…（下表中（C））

「(1) 受益×負担」【受益の偏りと受益者負担の見直しの余地】

特定の個人や団体に受益が偏っているか		ある	ない
	偏っていない	(a) 62事業	(b) 453事業
	偏っている	(c) 14事業	(d) 27事業

受益者負担の見直しの余地はあるか

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の87：越谷しらこばと基金事業（越谷しらこばと基金積立事業含む）、100：集会施設整備事業、111：交通災害共済保険料負担事業、120：共済見舞金（加入促進費含む）、194：医療費通知事務事業（老人保健）、201：医療給付事業（老人保健）、202：医療費支給事業（老人保健）、264：動物死体収集事業、281：空閑地除草事業、301：農産物生産奨励事業、302：農業環境衛生改善事業、313：農業従事・後継者育成事業、410：木造住宅耐震改修促進事業、550：火災予防事業

⑵　同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地

○　他の事業との関係を見直すことなどにより事業そのものを廃止・縮小することについて検討する必要があると考えられる事業…（下表中（C））

「(2) 同×廃・縮」【同じ目的をもつ事業の有無と廃止・縮小の余地】

同じ目的を持つ他の事業はあるか		ある	ない
	ない	(a) 21事業	(b) 446事業
	ある	(c) 11事業	(d) 78事業

廃止・縮小できる余地はあるか

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の47：職員表彰事業、111：交通災害共済保険料負担事業、120：共済見舞金（加入促進費含む）、180：順正苑施設管理事業、181：順正苑運営事業、182：日用品等支給事業、193：レセプト点検等事業（老人保健）、194：医療費通知事務事業（老人保健）、354：洪水ハザードマップ作成事業、355：都市防災河川等整備事業、539：消防委員会運営事業

⑶　妥当性と効率性

○　市が実施すべき事業であるか、コストを削減できないか等の面からの見直しが必要であると考えられる事業…（下表中（C））

「(3) 妥当×効率」【妥当性と効率性】

妥当性		低	高
	高	(a) 61事業	(b) 458事業
	低	(c) 14事業	(d) 23事業

効率性

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の109：交通安全推進事業、111：交通災害共済保険料負担事業、120：共済見舞金（加入促進費含む）、191：審査委託事業（老人保健）、192：疾病予防費（国保会計）、193：レセプト点検等事業（老人保健）、194：医療費通知事務事業（老人保健）、195：電算処理事務事業（老人保健）、196：国民健康保険会計繰出金（法定外）事業、201：医療給付事業（老人保健）、202：医療費支給事業（老人保健）、273：家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業、308：市民農園整備事業、539：消防委員会運営事業

⑷　妥当性と有効性

○　市が実施すべき事業か、また成果をあげるために何が必要か等の面からの見直しが必要であると考えられる事業…（下表中（C））

「(4) 妥当×有効」【妥当性と有効性】

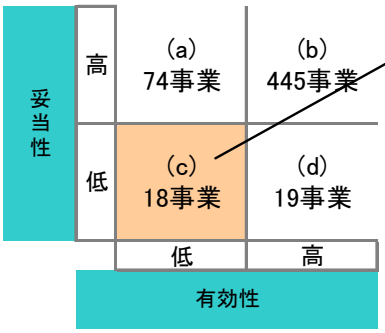

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
99：公有財産管理事業(東小林記念会館)、109：交通安全推進事業、111：交通災害共済保険料負担事業、118：消費者保護委員会事業、120：共済見舞金（加入促進費含む）、191：審査委託事業（老人保健）、192：疾病予防費（国保会計）、193：レセプト点検等事業（老人保健）、194：医療費通知事務事業（老人保健）、195：電算処理事務事業（老人保健）、196：国民健康保険会計繰出金（法定外）事業、201：医療給付事業（老人保健）、202：医療費支給事業（老人保健）、301：農産物生産奨励事業、309：農業技術研究事業、314：畜産振興・衛生事業、354：洪水ハザードマップ作成事業、539：消防委員会運営事業

⑸　事業の必要性と市が直接実施する必要性

○　実施主体を見直す必要があると考えられる事業…（下表中（a））

○　事業そのものの必要性及び実施主体を見直す必要があると考えられる事業…（下表中（C））

○　事業そのものの目的と意義を再確認する必要があると考えられる事業…（下表中（d））

「(5) 事業×直接」【事業そのものの必要性と市が直接実施する必要性】

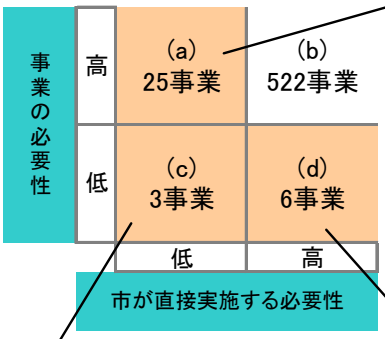

(a)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
107：防犯対策事業、115：市民相談事業、117：消費者啓発事業、122：更生保護事業、180：順正苑施設管理事業、181：順正苑運営事業、182：日用品等支給事業、195：電算処理事務事業（老人保健）、237：児童館コスモス運営事業、238：児童館ヒマワリ施設管理事業、239：児童館ヒマワリ運営事業、242：家庭保育室事業、261：資源物等収集運搬事業、262：粗大ごみ収集運搬事業、284：相談事業（旧：労働相談事業・内職相談事業）、287：能力開発支援事業 （旧：勤労者等能力開発支援事業）、291：産業情報化推進事業、308：市民農園整備事業、309：農業技術研究事業、338：八潮越谷線整備事業（県営）、386：東越谷土地区画整理事業、387：七左第一土地区画整理事業、406：住まいの情報館施設管理事業、434：科学技術体験センター施設管理事業、454：入学準備金貸付事業

(c)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
111：交通災害共済保険料負担事業、120：共済見舞金（加入促進費含む）、192：疾病予防費（国保会計）

(d)の内訳→事務事業評価等実施結果一覧表の
99：公有財産管理事業(東小林記念会館)、191：審査委託事業（老人保健）、194：医療費通知事務事業（老人保健）、201：医療給付事業（老人保健）、202：医療費支給事業（老人保健）、539：消防委員会運営事業

※　上記事業は一部重複あり

○ 改革改善計画（各種評価結果を踏まえた対応等）一覧

事業名の（ ）内の数字：事務事業評価等実施結果一覧表(平成 20 年 11 月公表)における事業番号　　★：集中改革プランに位置付けたもの（又は既に位置付けのあるもの）

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
1	表彰関係事業(3)	秘書課	B	現在は庁内各課において各々所管する各種表彰規則等があるため、基準を明確化するなど、表彰制度のあり方について全体的な見直しをする必要がある。	①②他市の状況等も十分調査のうえ、既存の庁内表彰関係規則等を整理統合し、より効率的・効果的な表彰制度のあり方について、全体的な見直しをしていく。	C 17	市の表彰は、市民にとって名誉であり励みになるものである。表彰の基準は広く開かれて透明性の高いものであることが重要である。市としての統一的な基準のもとに、既存の複数ある表彰制度を整理統合して、特に地域コミュニティの貢献度を適切に評価できるような仕組みを考える必要がある。	●			・複数ある表彰制度を整理統合することについては、平成 17 年度から平成 19 年度に表彰制度を所管する関係各課と調整会議等を開催してきたが、各制度には上部機関の制度との関係や、関係機関等との兼ね合いがあり「越谷市表彰規則」に統一することは困難であると結論がでた。ただし、一部可能なものについては統合を進めていく。 ・基準の透明性については、「（仮）越谷市表彰規則取扱要綱」を設け、基準年数等を明確にする方向で調整している。 ・地域コミュニティの貢献度を適切に評価できる仕組みについては、先進市の事例などを参考に現在検討を進めている。
2	広報活動事業(9)	広報広聴課	B	19 年度に委員選考基準を時代の状況を考慮し見直した。その結果半数以上の委員が変更となり成果をあげた。今後はその効果を一層高めるよう引き続き取り組みを進めたい。	①②広報広聴専門委員の役割を再確認しながら、委員の任期や会議のあり方、施策への反映など再検討していく。	C 17	広報広聴専門委員の会議は、昭和 47 年より継続しており、また一部メンバーも固定的であり有効な提言件数も少なく、その役割について改めて検討することを求める。新設される行政経営審議会との役割分担を整理し、専門委員会の主旨を見直し、必要ならばふさわしい委員構成での再構成を求める。			●	平成 19 年度に委員選考基準を時代の状況を考慮し見直した。その結果半数以上の委員が変更となり成果をあげた。今後はその効果を一層高めるよう引き続き取り組みを進める。
3	情報データベース化事業(13)	広報広聴課	B	データを電子化することで、データの劣化を防ぐとともに、省スペース化が図れるが、分類方法に若干問題がある。	①平成 21 年度は過去のデータをより分かりやすく検索するための作業を行う。 ②平成 23 年度までにＣＤによる保存からサーバーによる保存方法へと切り替えるためのカテゴリーの整理とネガ写真のデータ化（スキャニング）を随時進めていく。	C 16	・フィルム、広報誌の保管は保管だけでは意味がなく、いかに活用するかを目的とし、なにが保管されているかという情報を公開するなどの検討が必要である。 ・従って、広報広聴課で把握している情報という観点だけではなく、全庁の情報公開の立場からの見直しが必要である。例えば、文書管理システムの中で、全部公開、一部公開、非公開などの区分を設け、情報公開に対応するなどを検討していただきたい。情報公開をはかり透明性を高めることで市民の市政への関与度も上がり、市民協働も実現していくことになる。 ・市のホームページからや図書館で各種キーワードでの検索等に対応できるようにするなどもご検討いただきたい。	●			情報データベース化事業については平成 15 年 4 月に 5 年リース（21 年度は再リース）で機器を借り上げて画像処理、保存（媒体：ハードディスク→ＣＤ）を行ってきた。現状の画像管理では平成 15 年以前の画像を検索することはできず、抜本的な画像管理システムの構築が必須となっていることから改善を行う。これにより、年代に関係なく容易に検索ができ、各課への画像の提供（作成するホームページコンテンツへの利用、ポスター・チラシ等への利用）が容易になり、広報広聴課内でのデータの保管のみならず、有効活用も可能となる。また、各種媒体（広報紙、ガイドブック、案内図、市勢要覧等）の写真画像以外のデータ管理（テキストデータなど）も可能となり、編集作業の効率化も図ることができる。市民への公開も技術的には可能であるが、肖像権の問題など取り扱いについて慎重に検討する必要がある。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
4	男女共同参画支援センター施設管理事業(21)	企画課	B	施設利用者の増加、利用率の向上	①平成 21 年度は多様な参加者を想定した魅力ある講座、イベントの開催、市民団体企画事業の回数、財政的支援の充実を図り、男女共同参画の推進を図るための拠点施設としての施設の管理・運営を行う。 ②未だに性別役割分担意識等が解消されず、男女共同参画社会が実現したとは言えない状況にあり、より一層の取り組みが求められている中、男女共同参画社会を市民との協働により実現するため、今後の事業を拡充する必要がある。	B 20	男女共同参画支援センター施設の管理事業であるが、目的である男女共同参画の推進には直接的に結びつきにくい事業である。活動指標としてセミナールームの稼働率を 60%に設定されているが、数量的な側面のみならず、質的な評価、すなわち男女共同参画の推進に寄与する内容のセミナールーム利用の促進、及びイベント企画など積極的に取り組んでいただきたい。	● ★			男女共同参画支援センターは、これまで市が直接運営してきたが、平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、支援センターの持つ学習・相談・交流・情報の機能のうち、相談事業を除く 3 つの機能及び施設等の維持管理を指定管理者に移行する。指定管理者の持つ専門性の高い知識やノウハウを活用し、施設機能の一層の発揮による効果的な男女共同参画の推進や市民との協働の推進等を図る。
5	予算編成及び執行管理事務事業(31)	財政課	B	予算の効率的、効果的な配分を促進するために、現在の配分予算制度の更なる検討や行政評価制度との連携強化により、一層の事務事業の見直しを行う必要がある。 また、財政状況の公表については、市民への認知度を更に高めるため広報誌や年 2 回発行している「越谷市のざいせい状況」を通じ啓発に努める。	①平成 20 年度（平成 21 年度当初予算編成）においては、引き続き配分予算制度を行うこととし、配分対象経費や、配分方法などについて、先進的な取り組みを行っている団体の事例を参考に調査研究に努め、弾力的、機動的、効率的な財政運営制度の充実を図る。また、引き続き行政評価制度との連携強化を図りながら補助金の見直しをはじめ予算編成等に生かせるよう政策経営課と協議する。 ②財政状況の公表については、公表方法、説明内容の調査、検討を行う。	B 20	市民向けの資料「越谷市の財政事情」は、市の財政状況を家計簿にたとえるなどの工夫があり分かりやすい。 予算編成にあたっては、配分予算方式に加え、インセンティブの考え方などをぜひ導入し、その効果を評価し更なる適正化を進めていただきたい。さらに、事業評価制度をより活用し、各事業の評価を活かしたものにすることを期待する。	●			・予算編成にあたっての配分予算方式については、平成 21 年度当初予算から一般財源ベースでの配分へと拡充した。インセンティブの導入については、今後、先進事例の検証等をさらに進め、導入に向けた検討を進めていきたい。 ・市民への財政状況のお知らせについては、新たに健全化判断比率のお知らせが必要となることから、できる限りわかりやすく公表できればと考えている。
6	公有財産管理事業(38)	財産管理課	B	未利用地の売却促進や財産（普通財産）管理の徹底	①貸付賃料の見直し②公有財産台帳の再編	B 18	未利用の普通財産等の売却を進め、公有財産効率を高めるべきである。また、公有財産の維持管理に関し、今後も引き続き業務効率の向上を図っていく必要がある。	●			100 ㎡以上の未利用地の公売を実施した。なお、処分可能な未利用地は残りわずかなため、今後は有償、無償の貸付地を対象に売却及び無償譲与を進め、財産管理の効率化を図る。
7	人権擁護事業(40)	人権推進課	B	人権侵犯事件は年々増加傾向にあり、そのたびごとに「人権尊重」が叫ばれているため、相談日の拡充等一層の人権啓発事業の充実が求められている。	①平成 20 年度から人権相談所の開設を毎月 2 回に拡充。その他地区センター、出張所等での人権相談も検討していく。 ②市民まつり、市内幼稚園での映画会及び座談会等の啓発活動に対して、より円滑な事業運営が図れるよう創意工夫する。	B 20	11 名の人権擁護委員の活動を支援する事業である。平成 20 年度より相談回数を増やすなどの努力をされていることは評価に値する。 市職員と人権擁護委員との全体協議会を更に積極活用され、人権擁護委員の知見を市職員が活用できる工夫をしていただきたい。			●	平成 20 年度から人権相談所の開設を毎月 2 回に拡充したが、さらに地区センター、出張所等での人権相談も検討していく。 また、人権擁護委員相互の情報交換を密にし、市職員との連携を深めるために全体協議会を随時開催し、委員の豊富な経験、知識を活用し、創意工夫を図りながら積極的に人権啓発活動を展開する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
8	公文書管理事業(43)	文書法規課	B	文書の整理及び保存の手法であるファイリングシステムの適正な運用を維持していくこと。また、今後予定されている文書管理システムの導入による文書事務の電子化に対応した文書管理が必要となること。	①文書管理システムの整備に向けた具体的な検討を行う。また、システムの導入に合わせた文書事務の見直しを行う。 ②文書事務の電子化に適切に対応した文書管理全体の仕組みを再構築する。	B 17	文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄また保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員 2.38 人/年の工数を削減する努力を望む。	● ★			・文書の保存基準については、文書管理規程に定めているところであり、今後もその周知・徹底に努める。なお、電子ファイリングシステムに移行した後に十分対応できるよう平成 17 年 4 月に文書管理規程の整備を行った。ファイリングシステムの維持管理については、システムの定着度等を踏まえ、平成 18 年度からすべての課所においてチェックシートによる自己維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数の削減を図っている。 ・外部倉庫への文書の保存委託については、長期継続契約制度を活用した長期契約（5 年）により、平成 21 年 2 月から契約金額（単価）を下げることができた。これにより、今後、委託料の削減が見込まれる。
9	情報公開・個人情報保護制度事業(44)	文書法規課	A	審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る行政処分に対する救済機関であり、また、審議会は、両制度の適正かつ円滑な運営を確保するためのチェック機関であるが、これまでの運営状況等に照らし、妥当性、効率性、有効性、貢献度等の観点から総合的に判断して、課題はないものと思われる。	①②審査会と審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営を監視する役割を担ううえで必要不可欠な第三者機関であり、単純に開催回数の増減で費用対効果等を測定することは困難である。したがって、特に課題も見当たらないことから、当面現状を維持するものとする。	A 20	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、当該事業は不可欠である。事業費に妥当性があり、審議会委員の改選も適切に実施されている。正規職員の一層の業務効率化を図るべく努力を今後も継続していただきたい。			●	正規職員の一層の業務効率化に取り組むとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営に今後も継続して努める。
10	人事管理事業（昇任試験委託）(45)	人事研修課	B	高度化・多様化する行政課題に対応するため、これまで以上に効率的な組織運営が求められており、職制や昇任の今後のあり方について検討が必要である。	①教養試験の問題作成及び採点については、事務の効率化及び公正性の確保の観点から、引き続き委託を行っていく。 ②昇任のあり方については、人事管理制度全般にわたる検討見直しの中で、今後検討していく。	B 20	試験問題の作成等一部業務の外部委託は、効率化及びコストの観点からも適切である。課題は“良い人材”の育成であり、市の発展にとって最も有効な管理者を先見性を持って任用・育成するための努力をなお一層お願いしたい。また、試験内容の見直しと、任用後の追跡評価等の結果を試験制度にフィードバックすることを望む。	● ★			集中改革プランに基づいて、平成 22 年度を目途とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めており、現在検討中の人事評価制度において求められる能力等を明確化するとともに、昇任のあり方についても検討する予定である。 なお、試験問題の作成等については、効率化及びコストの観点から引き続き外部委託を行う。
11	職員表彰事業(47)	人事研修課	B	従来行っていた銀盃の贈呈は、平成 16 年度から廃止しており、現在は表彰状の授与と記念写真等のみとして最小限の経費で実施しているが、今後さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していくことも必要である。	①引き続き経費の抑制に努めながら、事業を実施していく。 ②今後さらに職員の士気高揚に資する効果的な制度を検討していく。 第 4 次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）に基づいて、平成 22 年度を目途とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めているところであり、特に現在検討中の人事評価制度において、職員や組織の活性化に有効な制度の構築を図り、現行の表彰制度を見直していく。	C 19	表彰制度の運用が長年継続しており、永年勤続表彰に偏した運用となっているように見受けられる。 表彰制度の本来の意味に立ち返り、ひとりの職員を表彰することにより多くの職員が活性化する、組織活性化のための制度としての運用の再検討を望む。	● ★			集中改革プランに基づいて、平成 22 年度を目途とした人事管理制度全般にわたる検討及び見直しを進めており、現在検討中の人事評価制度において、職員の活性化、組織の活性化に有効な制度の構築を図り、現行の表彰制度を見直していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
12	職員福利厚生事業(50)	人事研修課	B	当該事業については、職員が心身ともに健康で働くために必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえた適時の見直しが必要。	①職員が心身ともに健康で働くために当該事業は必要であるが、社会情勢等の変化を踏まえ、適時の見直しが必要である。平成 19 年度は、被服貸与のうち事務服の廃止を決定。20 年度から貸与廃止による経費削減が図られる。併せて、市民サービス向上の観点から、大きくわかりやすい名札の着用を開始する。②引き続き、事業効果と効率性に配慮しつつ、職員の心身の健康を維持し公務能力の向上を図る観点から、必要最小限の範囲で当該事業を実施していく。	C 17	<職員被服貸与事業>　クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者のみに制服を貸与するよう再検討することを望む。　市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。	● ★			職員被服貸与事業については、社会情勢の変化や外部評価結果等を踏まえ、平成 20 年度から事務服の貸与を廃止した。併せて、職員を容易に認識できる大型の名札を作成し、市民サービスの向上を図った。 職員福利厚生事業については、職員の心身の健康維持と公務能率向上の観点から、継続して実施していくが、事業の効果と効率性を常に点検し、必要な見直しを行っていく。
13	印刷管理事業(58)	総務管理課	B	浄書印刷枚数は増加しており、常にコストダウンを考えつつ業務を行うことが必要である。	①本年度は庁内 29 台の複写機の入れ替えを行う。導入にあたっては最小の経費で最大の効果を念頭に置き、さらに、本市の利用形態に最適な機種を導入する。 ②電子印刷機やデジタル印刷機の稼動率をあげ、印刷物のさらなる内製化に努め、複写機のみならず浄書印刷業務全体の効率化を行う。	C 18	庁内で効率的に印刷事務を行う内製化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。			●	・今年度は、庁内の複写機 29 台の入れ替えを行った結果、モノクロ複写機の使用料 1 枚当たり 1.05 円から 0.78 円となり、コストダウンが図れた。 ・印刷物の内製化については、各課宛、次年度印刷物のスケジュールを提出させ印刷時期が集中しないよう平準化を図り、効率的な印刷に努めた。 ・今後も複雑な印刷機器の使用方法を熟知し、さらに、緊急な印刷物への対応も可能な職員により対応していくために、現体制で業務を行っていく。
14	庁舎管理事業(59)	総務管理課	B	人件費等コスト削減の余地がある。	①②庁舎の良好な環境維持に努め、併せて業務見直しや省エネ対策を講じ経費節減を図る。	C 16	市民が利用しやすく、職員が働きやすい環境整備は強く望まれるものの、業務内容は庁舎管理業務・電話交換業務・守衛業務等多岐にわたっており、事業全体の効率性向上を図ることが求められている。特に、守衛業務の一部に含まれる公権力執行業務（申請受理等）を除き、正規職員人件費（１５．７５人・年＝約１．３億円）の削減検討を図り効率性の向上をめざす必要がある。 業務の標準化等に努め、アウトソース活用によるコスト削減とサービスレベルの維持・向上を図っていただきたい。			●	電話交換業務については、平成 20 年度に 1 名、21 年度に 1 名の計 2 名が退職することに伴い、再任用職員を採用し、人件費の削減を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
15	庁舎整備事業(60)	総務管理課	A		①②本庁舎が築 39 年を経過しているため、計画的な施設・設備の整備を進め、安全確保と良好な執務環境の向上を図る。	B 20	本庁舎の老朽化に伴い、修繕や改修工事のコストが増加している現状となっている。修繕工事においては、単に業者に発注するだけでなく、職員で対応できる点は職員が対応しており、経費削減努力は評価できる。 本庁舎は、平成 13 年度の耐震診断で耐震性に問題があるとされており、大いに懸念される。政策会議で他の市有施設の耐震化と合わせ、総合的に耐震改修促進計画をたてているとのことで、緊急性と重要性の観点から総合的に耐震改修を進めていただくことを強く要望する。			●	庁舎の安全と良好な環境を確保するために、財政面に配慮しつつ、計画的に修繕及び改修工事を行う。 さらに、設備機器等の保守点検管理に重点を置き、延伸措置を図るとともに、軽微な修繕などは委託に頼ることなく、職員自ら施工にあたり、経費節減に努める。 また、本庁舎の耐震改修については、政策の根幹となる耐震改修促進計画に基づき、他の施設も含め、総合的に検討し進めていく。
16	庁用車管理事業(62)	総務管理課	A		①②平成 20 年度中に、各課車両の稼働率を調査し、21 年度に向け見直しを図る。中型バス 2 台目を廃車し、経費節源を図る。	C 17	各課で管理している庁用車の一部についても管財課で一括管理し、管理対象を拡げることにより共有化による有効活用を進め、庁用車全体の稼働率を向上させる必要がある。庁用車については、リースの採用も視野に入れ、維持費の低減化の検討をお願いする。	● ★			バス・特別車及び運転手の一括管理を行い、効率的な運転業務を図る。 さらに、中型バス 2 台目を平成 21 年度に廃車し、経費節減を図る。 また、公用車については利用状況を調査し、稼働率の低い車両の廃車等を含め、有効利用を図るとともに、経費節減に努める。
17	優秀建設工事表彰事業(63)	工事検査課	B	表彰と不可分である工事成績評定については、入札契約適正化法及び品確法に基づき、平成 20 年度より成績評定の標準化を図り実施している。 優秀工事の表彰は、国等の総合評価方式において、評価項目の一つとして位置付けされており、今後は市町村でも当該方式の導入が予定されることから、本事業の必要性は高い。 表彰の客観性、公平性の観点から新しい成績評定を注意深く運用する必要がある。	①今後予定される市町村における総合評価方式の導入に対応するため、必要な調査研究を進めていく。②現時点では不確定事項ではあるが、総合評価方式が導入されることになれば、その評価結果は、業者の経営に大きな影響を与えることから、請負業者への通知点数に対する説明請求に対応する必要がある。平成 20 年度より工事成績評定審査委員会を設置したが、今後さらに透明性・客観性の観点から第三者機関の設置に関し必要性を検討する。	D 17	表彰制度による、市発注建設工事の品質向上の有効性が確認できない。品質レベルは発注条件で明示すべきであり、その検査も仕様に基づいて行うべきであると考える。検査基準を明確にし、また検査結果を公開するなど、市場競争原理に基づいて発注工事の品質向上を目指すべきである。		●		・優秀建設工事表彰事業は平成 20 年度をもって廃止する。 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に伴い、公共工事の適正な施工の確保や品質確保の促進が盛り込まれた。 工事検査業務は、単に給付の完了を確認するだけでなく、検査時の指導を通じて、工事の適正な施工を確保するとともに、技術水準の向上及び品質確保に寄与する目的を持つ。 このことから、品質確保の促進を図るためには、幅広い視点に立った事業が必要とされ、平成 21 年度から各検査員の更なる研修、監督職員、工事技術者及び請負者の研修を行うとともに、工事成績評定に基づき優秀な工事を施工した場合には表彰も行うものである。 また、表彰は、国、県においては総合評価方式の評価項目の一つとして位置付けられており、越谷市でも同様に位置付けし平成 19 年度より総合評価方式の入札を試行している。なお、表彰制度の未実施の近隣市町においても、制度の導入に向けて検討している。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
18	税証明事務事業(64)	市民税課	B	窓口対応ピーク時の証明書交付時間の短縮	①②電子申請活用及び自動交付機による交付（平成 19 年 8 月より稼動）の周知	B 17	証明書交付の窓口対応ピークを平準化することがコスト削減につながる。証明書交付要求をインターネット等の活用により事前受付し、バッチ処理によりあらかじめ出力した証明書を交付するなどの方法により、ピーク時のリアルタイムサービスの負荷軽減を検討することを要望する。 事務処理方法の確立している定例的な処理は極力機械化し、窓口での対応は市民相談対応にシフトする検討を望む。			●	平成 19 年 8 月より、市内 5 ヶ所に設置されている自動交付機において、課税（非課税）証明書の交付が可能となっている。窓口来庁者に対してこのことをＰＲし自動交付機の利用を促すことで、来庁者数を減少させ、待ち時間の短縮につなげていく。
19	市民税課税事務事業(65)	市民税課	A			B 20	市民税の課税事務自体に特に問題はなく適正な課税が行われているとのことであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の視点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。 今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。	●			平成 21 年特別徴収義務者の給与支払報告書、公的年金支払報告書、法人の法人市民税・事業所税・固定資産税（償却資産）の申告書等は、これまで紙媒体による提出（郵送）のみ可能であった。納税者側では、紙に印字し提出するという手間がかかり、課税側にとってもデータを入力するという処理が必要であった。このような手間と処理を軽減するため、エルタックス（税の申請等の手続きをインターネットで行うシステム）を導入することとし、導入予定時期を平成 22 年 1 月とし準備を進める。あわせて電子申告利用率が高まるように、法人等に対してＰＲに努める。国税については、エルタックスを利用した電子データによる情報提供が予定されており、早ければ平成 22 年 2 月より実施されることから、実施された場合には、速やかに対応できるよう準備していく。
20	地理情報システム委託事業(68)	資産税課	B	関連する部署との連携を継続するとともに、道路台帳管理システムや都市計画支援システム、農業地図情報システムとの地番図及び家屋図情報等の共有を一層推進し、地理情報の統合化への整備・推進が図れるよう、効率的なシステムの運用を図っていく必要がある。	①今後も継続してデータの更新を行うとともに、よりローコストで精度の高いシステムの構築を目指す。②地理に関する同様な情報を必要としている他の部署との情報共有を進め、データの全庁的な共有を図り、システム全体のコストダウンを図る取り組みを行う。	B 17	地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることにより、全体でのコストダウンを検討いただきたい。			●	平成 20 年度の航空写真の撮影業務については、資産税課の撮影と都市計画課が実施する航空写真の撮影を併せて一度の飛行で実施することにより、経費の節減を図る。 関係部署との連携を継続するとともに、道路台帳管理システムや都市計画支援システム、農業地図情報システムとの地番図及び家屋図情報等の共有化を一層推進し、地理情報の統合化へ向けての整備を図り、引き続き効率的なシステムの運用に取り組む。また、今後も、航空写真の撮影業務については、撮影時期が他の課と同一のものにつき、業務に支障のない限り一度の飛行により撮影しコストダウンを図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
21	土地評価システム委託事業(69)	資産税課	B	公平かつ適正な土地評価を実施するため、常に事業内容を検証し、経費の節減を図りながら事業の成果の向上に努める必要がある。	①平成 21 年度評価替えに向けた継続性の高い業務であるため、委託経費の合理性を追求し今後も事業を実施する。 ②適正な価格体系を維持しながら、常に土地の価格形成要因を把握し、地価の変動を固定資産評価に十分反映できるようシステムの事業内容の検証を継続して行い、制度の高いシステムの構築を図る。	B 18	競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。	●			評価替えに係る各年度ごとに異なった 3 年周期の業務であり、既存の地理情報システムとの連携を高め、システム間のデータ共有など有効活用に取り組み、公平で適正な課税を継続するため、土地評価業務の精度向上に努める。また、業務内容を検証し、業務改善と効率的な運用に取り組む。 委託業務の仕様につき、一部業務・作業内容の縮小及び納品調書の簡素化、土地価格に係る基礎資料収集内容のスリム化等業務内容を見直し経費の削減を図る。なお、平成 22 年度は、平成 24 年度評価替えの前々年度であり、評価替えに向けた業務が集中することから経費の増加が予測される。
22	証明発行事務事業(75)	市民課	B	市民課窓口での発行が集中しており、証明書自動交付機や地区センターの利用向上を図る必要がある。	①証明書自動交付機の利用向上を図るため、市民カード及び住基カードの PR により普及を図る。住基カードは平成 20 年度から 3 年間について、交付手数料を無料とする。 ②平日の夜間や休日でも証明書の取得が可能である証明書自動交付機の増設検討。	B 16	住民への利便性向上のために、土日、夜間サービス、地区センター、取次店サービス等を拡充の方向。ただし、長期的には、人件費抑制のため自動交付機等の適切な設置が望まれる。 住民票発行業務（437,702 件/22.75 人）の効率化を図るため一層の IT による合理化を図り、電子自治体化の推進が必要。 現在行っているワークシェアリングを更に推し進めたコスト削減が望まれる。 成果指標においては住民への利便性に関わる指標と証明書 1 通当たりコストの削減に関わるものを設定していただきたい。	●			証明書自動交付機の利用向上を図るため、住基カードの交付手数料を平成 20 年度から 3 年間について無料化を実施している。平成 20 年度の交付枚数は前年度を大きく上回り、自動交付機の利用も増加している。 今後も、証明書自動交付機の利用向上を図るため、市民カード及び住基カードのＰＲとともに、証明書自動交付機増設を引続き検討していく。
23	窓口業務改善事業(76)	市民課	B	分かりやすい受付窓口案内及び証明書等の交付案内の改善が必要。また、なりすましによる申請等が発生しているため、犯罪を防止する対策が必要。	①証明書等交付の新たな呼び出しシステム及び防犯カメラを平成 20 年度に設置予定。 ②分かりやすい窓口案内システムの調査・研究。	B 20	「窓口業務改善」という事業名から推察すると、庁内各部署と横断的に連携することが求められるが、事業内容は来庁者への整理券発行とそれに伴なう呼び出しシステムの導入及び充実に絞っている。この事業内容に対しては特に問題ないものと思われるが、今後は、窓口に関連する庁内部署と横断的に連携し、市民から見て真に「窓口業務改善」となる課題に挑戦していただきたい。	●			平成 20 年度に、犯罪抑止のために防犯カメラ設置を行った。また、市民課窓口の業務案内板及び証明書等の交付番号呼出システムを新たに設置し、円滑な窓口業務の推進を行った。 平成 21 年度では、よりスムーズな受付窓口とするための方法等を検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
24	北部出張所運営事業(82)	北部出張所	B	窓口業務のオンラインシステムのＷｅｂ化等により改善がされて来ているが、反応が遅いことがあり、来客の込み合う時間帯等に迅速な対応が出来ないことがある。また、出張所は高齢者が通常の申請や相談に来ることも多く説明に時間がかかることが多い。また、西大袋区画整理事業の進展に伴い異動届等の増加が予想される。	①当面、現体制のなかで、高齢者等への親切な対応に努める。 ②来客のニーズを考えると将来的には支所体制の確立が必要である。	B 18	定型的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山ならし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組まれる必要があると思われる。	●			・オンラインシステムに係る回線の改修により容量が 2 倍となり、迅速な対応への改善が図られた。また、予備回線を他業者としたことで不慮の事故にも対応可能となった。 ・医療制度等高齢者に関する相談業務に対応できる職員の資質向上を図る取り組みは継続する。 ・定型的業務の見直しについては、地区センターでの取り扱いや、自動交付機の導入により、取扱件数や業務量もここ 2～3 年減少傾向にあるため、事務実態の把握を行い、行政サービスの拠点としてのあり方を検討する必要がある。それには、自動交付機の導入数増、提携業務の民間委託への可能性、再任用職員の活用等も充分に考慮していく。
25	市民活動支援事業(86)	地域活動推進課	B	利用率が高くなり、市民活動が活発になってきていると考えられる。団体室が狭隘のために団体の会員が多いところでは利用に不便をきたしているようである。 今後の団体室の方針について、市民ニーズを得るためにも市民活動団体と話し合いながら検討を図っていく必要がある。	①平成 21 年度までに市民が求める団体室を整備するために市民活動団体室検討会を設立し、検討を図る。 ②平成 22 年度までには、市民活動支援の場を拡充整備するために、市民活動団体室検討会のとりまとめを図る。	C 19	市民活動団体室「ふりすぺ」の利用促進からさらに一歩すすめ、場の活用を通じて行政と NPO との結びつきの強化を図る活動を進めることが重要である。 行政が NPO に期待する活動を明確にし、活動団体にご理解いただき、協働を推進する必要がある。また、協働を推進するためには、活動団体との調整を円滑に進めることができる企画調整能力を持った行政側の人材育成も必要である。	●			・ＮＰＯ活動団体（市民）、行政職員及び両者をそれぞれ対象とした「協働のまちづくり研修」の実施を検討している。 ・市民活動支援拠点施設をより充実するために、（仮）市民活動サポートセンターの整備に向けて、検討委員会の設置を検討中である。 ・市民活動団体相互間及び行政との連絡調整を円滑に進めるために、より一層の市民活動団体のネットワーク化を図る。
26	越谷しらこばと基金事業（越谷しらこばと基金積立事業含む）(87)	地域活動推進課	B	本来の目的である市民主体のまちづくり活動を助成するために、現況を踏まえて助成金交付要綱等の見直しを検討中である。早期の見直し決定を図りたいと考える。	①平成 21 年度には、助成金交付要綱などの見直しを行い、より多くの市民のまちづくり活動を助成する体制を整備する。 ②平成 22 年度までには、市民との協働のまちづくりを推進するために市民活動団体と協議を重ねて施策を構築していきたい。	B 18	市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から 17 年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	●			・越谷しらこばと基金運営委員会において、平成 19 年度から 20 年度にわたり「助成基準」の見直しを図った。 ・市民によるまちづくり活動を活性化するため、また、「ふるさと納税」による寄付金の受け入れを越谷しらこばと基金で行うことになるため平成 20 年度に条例等を改正した。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
27	北部市民会館施設改修事業(92)	地域活動推進課	B	建築物や施設内備品等の損傷があり、計画的に改修を進め適正な維持管理を図る必要がある。	①平成 21 年度も施設・設備の改修が見込まれる。なお、安全面を優先し改修に努める。 ②施設・設備の経年劣化や機器類の耐用年数を重視して計画的な改修を図っていく。	B 20	施設の老朽化に伴い、年々、改修工事費、修繕費がかかる現状となっている。改修工事費、修繕費が中長期的にどれだけの費用負担となるかについて計画を立案し、市民にわかりやすく説明することが重要である。	●			建築物や施設内備品等については、これまで毎年度の予算の中で、優先順位の高いものから、改修を行ってきた。建物全体の外壁塗装工事や防水工事、施設内設備の音響照明設備などの大がかりな改修工事への対応をどの段階で実施するかは、全庁的な課題であり、今後も検討する。
28	地区センター施設管理事業(96)	地域活動推進課	B	施設が老朽化し修繕要望箇所が毎年増加している中、限られた予算でいかに費用対効果をあげるかが課題である。	①コストに見合った効果を実現する。 ②市民ニーズを的確に把握し、効率的な運営のもと安全かつ快適に利用できるような施設を提供する。	B 20	13 地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の担うべき仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。	●			原材料費の高騰に伴う燃料費や光熱水費の増加、また地区センターの大型館化（平成 21 年度大相模地区センターが大型館としてオープン）によって新たに生じる保守管理委託料の増加はどうしても避けられないものがある。 しかしながら、限られた予算の中で増加分を最小限に抑えるため、職員に常にコスト意識、費用対効果を考えるよう指導し、また委託内容に無駄がないか保守管理業務委託仕様書の見直しも考えていく。
29	公有財産管理事業(東小林記念会館)(99)	地域活動推進課	B	施設利用自治会の自治会加入率の向上	①利用自治会の自治会加入率の向上を図る。 ②施設の維持管理の充実を図る。	D 20	施設の遊休化に伴い、自治会と土地建物使用賃借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊し等も含め、事業を全面的に見直すべきである。	●			東小林記念会館は、地元住民の協力を得て設置された施設であり、教育相談所として市が長期にわたり活用してきた経過がある。しかし、教育センターの設置に伴う、教育相談所の移転後の施設利用については計画が定まっておらず、建物の老朽化も進んできている。また、この敷地は市所有地であり、同一敷地内には東越谷 3・4 丁目自治会館も建てられている。この自治会館も近い将来に老朽化による建替も予想される状況であり、この建替時期に併せ、東小林記念会館の利用について総合的な見直しを進めたいと考えている。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
30	集会施設整備事業(100)	地域活動推進課	B	予算範囲内での事業執行のため、自治会の要望に応えきれない。用地取得の際の用地の広狭、集会施設新築の際の 1 ㎡当たりの単価等に要綱上の制約がなく、土地取得面積、新築時の建築仕様等によって、一部公平性に課題がある。	①集会施設新築の際の 1 ㎡当たりの単価について、要綱等を見直し、公平化を図る。②自治会の施設整備に補助しているが、今後修繕の要望が多くなることが見込まれることから、集会施設の状況把握に努める。	B 19	【①越谷市集会施設整備事業費補助金】 越谷市としての自治会の将来的なあり方を再検討し、その目的にあった拠点づくりのための補助金制度を検討すべき。 今後、集会施設の修繕費の増大が予想されることから、既存施設を有効利用した集会施設の活用促進、複数自治会で共同利用する集会施設運営等、市全体での経済性を追求するとともに、自治会相互間の連携・協力関係が密になるような拠点づくりへ誘導する補助金制度への検討も必要と考える。また、補助金を支出した結果整備した集会施設の利用状況を把握する必要がある。	●			自治会からの集会施設整備に関する相談時には、集会施設の必要性や地域住民の方々の需要等についてきめ細かくヒアリングを行い、地区センターや交流館といった既存の公共施設の活用はもとより、複数自治会での共同利用についても自治会内で再度検討を行っていただいている。また、修繕要望の補助金の活用については、屋根や外壁の修繕といった建物本体に重大な影響をおよぼす可能性があるものを中心に行っており、軽微な修繕等については、自治会の自己資金の中で行っていただいている。 今後、集会施設の修繕要望の増大が予想されることから、越谷市集会施設整備事業費補助金交付要綱の見直しを進める上で、補助率の削減等限られた財源の中で、より多くの自治会に対し活用できるよう取り組んでいきたい。
31	危機管理対策事業(106)	危機管理課	B	平成19年度に危機管理計画は策定されているが、各課での危機管理マニュアル作成完了までは至っておらず、危機管理対処の成果が具体的に表れない。	①平成 19 年度に危機管理計画を策定し、庁内通知を図ったところで、危機事象について各課で危機管理マニュアルの作成を行う。 ②全課において、所管する危機事象について危機管理マニュアルの作成を行う。	B 20	危機管理計画、国民保護計画は、市民の安全確保のため不可欠な事業である。まずは、国民保護計画等の実施に向けた取組や、危機管理マニュアルの策定を進め、事案ごとに対応を図り計画の精度を高めることを期待する。	●			国民保護計画に係る備蓄品の整備を継続していくとともに、平成 20 年度に各所管課で策定する危機管理マニュアルに基づき、各危機事象に対応していく。今後も他の危機事象に対し、マニュアルの追加を図り、あらゆる危機から市民の生命、身体及び財産を保護していく。
32	防犯対策事業(107)	危機管理課	B	街頭犯罪件数は減少傾向にあるものの、当市における犯罪率は県内他市町と比較しても依然高い。また、子どもを取り巻く不審者情報が 1 年間に約 50 件発生している。	①平成 19 年度に越谷市安全で安心な防犯のまちづくり条例を制定したところで、さらに街頭犯罪件数が減少するよう、街頭犯罪件数のうち約半数を占めている自転車盗について、二重ロックの推奨などの対策方法をイベント等において、積極的に啓発する。 ②各地区に自主防犯活動団体が結成されているが、地区によってばらつきがあることから各地区毎に PR を行うなど、結成率の向上を図る。また、自主防犯活動団体による青色回転灯を装備した車での防犯パトロールを増やすための啓発を図っていく。	B 19	各地区の自主防犯団体の活動を、自治会を通じて把握し、その活動状況を共有し、近隣自治会どうし連携し協力した組織的な活動を推進することが求められる。 自治会連合会との連絡・連携も強化し、市と地域とが一体となった防犯対策を進めることによって事業の効果をあげることを検討する必要がある。	●			地域の自主的防犯活動団体（4 団体）と市において、月曜日から金曜日の午後の下校時間帯に、青色回転灯を整備した車での防犯パトロールを継続している。また、平成 20 年度より、新たな防犯グッズを加えて貸与の充実を図り、防犯活動をさらに支援している。引き続き、市、越谷警察署、越谷市防犯協会、自主防犯活動団等と連携し、地域の防犯対策を推進していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
33	交通安全推進事業 (109)	くらし安心課	B	交通安全推進事業は、市民の交通安全意識を高揚させていくことを目的に他の交通安全関係団体との連携・協力により実施しており、一層の効率的かつ効果的な事業執行が課題である。	①②特に、交通安全は警察署との連携が重要であり、連絡を密にし効率的・効果的な事業実施とするよう積極的に取り組む。	B 19	【②越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をするとともに、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。	●			越谷警察署や教育委員会との連携・協力を強化し、情報提供・交通安全教育等の交通事故防止活動に努めていく。
34	交通災害共済保険料負担事業 (111)	くらし安心課	C	市負担額の大きい共済となっており、特に 65 歳以上の高齢者が多く、年々増加傾向にあり、一般加入者は減少傾向にあることから健全運営が課題である。	①②平成 19 年度に検討した結果を踏まえ、20 年度中に見直しをする予定。	C 18	事業開始年度である昭和 50 年から、社会状況は大きく変化してきている。交通事故被災者やその遺族を救済する共済制度は有益であるが、今後の高齢者人口の増加も勘案し、共済加入金の市負担対象者や負担金額の抜本的見直しを迫られている。		● ★		平成 20 年度で廃止。
35	放置自動車対策事業 (113)	くらし安心課	B	放置自動車の発生の原因が、ほとんどが相手方にあり、発生台数を抑制する対策がない。	①②特に、放置自動車撤去は警察署との連携が重要であり、連絡を密にし効率的・効果的な事業実施とするよう積極的に取り組む。	B 20	放置自動車は、放置する人のモラルの問題である。事業そのものは特に指摘事項はないが、車の撤去に伴って職員の方がトラブルに巻き込まれるなどの事故の防止に注意いただきたい。　壁などへの落書きも、放置自動車同様市や市民にとっての迷惑行為であるが、多くの自治体で自治会等と連携して対策を立て効果をあげている。放置自動車の問題も、このような事例を参考にして、市当局だけの問題として取り組むのではなく、自治会等と連携をとり自動車が放置されないような工夫を期待する。	●			このところ放置自動車の件数は減少しているが、警察との連携を更に強化し、効率的、効果的に事業を実施し、所有者に撤去してもらうよう取り組んでいく。
36	放置自転車保管管理事業(114)	くらし安心課	B	放置自転車等の撤去が多くなればスペース的にも拡充していく必要があるが、現状としては十分なスペースが確保されている。放置自転車等の所有者が来場するところであり、トラブルが発生しやすく、市の意思を十分理解する委託職員を置いておく必要があり、現場との意思疎通を図っていくことが課題である。	①②自転車等の返還業務に関わる対応マニュアル等を作成し、円滑な運営を図る。	C 16	誘導整理委託事業と合わせて、手数料負担の原則で見直し、市の費用負担を減額する方向で検討していただきたい。	●			現状の手数料負担が適正であるか、他市の状況も踏まえ検討していく。
37	市民相談事業(115)	くらし安心課	B	相談内容が、より複雑化・多様化する中で、さらに相談体制の拡充を図る必要がある。	①平成 20 年度から多重債務者相談等に対応するため、法律相談を月 1 回増やし、相談体制の充実を図った。平成 21 年度は、さらに、法律相談体制を拡充し、関係機関との連携を図りながら、必要な体制を整えていく。 ②外国人相談窓口開設についても検討・実施していく。	B 16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。	●			弁護士による法律相談は予約制のため、希望者を全て受け入れられない状況が続いている。 平成 20 年度から法律相談日を増やしたが、平成 21 年度からは、更に法律相談日を増やして相談体制の充実を図れるよう取り組んでいく。 相談件数以外の成果指標については、稼働率を設定している。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
38	消費者啓発事業(117)	くらし安心課	B	啓発手段を検討し、講座の更なる充実を図る。	①平成 19 年度に、地域の高齢者を見守る民生委員などを対象に、市民講師育成講座を開催した。 受講者が地域へ戻り、啓発活動を続けられるよう、情報提供を継続し、活動内容を把握するよう努めていく。 ②消費生活講座・出前講座などの啓発事業を継続し、より多くの市民に消費生活に関する知識を取得してもらい、消費者トラブルの被害防止に役立ててもらう。	C 17	昨今の悪質犯罪から消費者を保護することが非常に重要であり、消費生活センターを中心とした、組織的対応が強く求められている。消費者啓発事業は、この観点から、重要な事業であるが事業費単位当りコスト等を勘案し、啓発事業の民間活用を含めた運営改善が必要である。	●			講座受講者が地域に戻り、啓発活動が続けられるよう、平成 19 年度から高齢者を見守る民生委員などを対象に、市民講師育成講座を開催し、平成 20 年度も引き続き開催する予定である。 消費生活講座・出前講座も継続的に実施しているが、平成 20 年度は特に高齢者向けに「振り込め詐欺・交通安全・防犯対策」の 3 点セットのチラシを作成し、地域包括支援センター職員の協力を得て配布するなど、啓発活動に取り組んでいる。
39	消費者保護委員会事業(118)	くらし安心課	B	消費者保護委員会は、苦情処理の斡旋・調停を行うことができるなど、重要な責務を担っている。条例の見直し・改正については、19 年度、条例検討部会委員の会議日程の調整がつかず開催することができなかったが、引き続き検討していく必要がある。	①②当該委員会の所掌事務・組織について規定している「越谷市民の消費生活を守る条例」の見直し・改正に向け、消費者保護委員会内の条例検討部会において、条例改正の必要性、見直し時期等について検討し、全体会の中で調整していく。	C 19	「越谷市民の消費生活を守る条例」の意味は大きい。必要な条例であるので、現在求められている状況に対応した改正に向け、スケジュールを明確に設定し、消費者保護委員会で検討いただく内容を示し、委員会を有効に機能させ活用する必要がある。	●			条例の見直しについては、平成 21 年度以降、消費者庁創設などの動向を見ながら検討を重ねていく。 また、消費生活センターで処理できない消費者からの商品等に関する苦情の斡旋・調停などを行う必要が生じた際は、重要な責務として取り組んでいく。
40	計量器検査事業(119)	くらし安心課	B	コスト削減のため、業務委託の拡充に取り組む必要がある。	①②できる限り、（財）埼玉県計量協会への委託を検討していくが、協会にも受託能力に限界がある。	C 17	計量法等、法的根拠に基づき、計量に関する検査、計量思想の普及啓発事業は、特例市業務として必要である。 ただし、業務遂行上の効率性に関する検討が必須であり、計量協会あるいは民間への運用委託を推し進め、人件費及び事業費の軽減を図るべきである。	●			計量法による業務については、法的行政処分を伴う業務が多く、全てを委託することは困難であるが、はかりの検査業務については、平成 21 年度以降も更に（財）埼玉県計量協会に委託するよう取り組んでいく。
41	共済見舞金（加入促進費含む）(120)	くらし安心課	D	市負担額が突出しており、共済としての健全運営が困難な状況にあり、廃止を含めた見直しが必要である。	①②平成 19 年度に検討した結果を踏まえ、20 年度中に見直しの実施予定。	D 16	県の共済や民間の保険事業等もあり、一般財源からの繰入を行ってまで市が実施する必要性が薄い。将来的に廃止の方向で検討していただきたい。高齢者、新入学児童等の保険料を市で負担しているが、福祉全般の観点で見直しをお願いしたい。		● ★		平成 20 年度で廃止。 (2 年間の共済見舞金支給業務有)

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
42	更生保護事業(122)	社会福祉課	B	更生保護事業の有効性・効率性を評価する数値指標の設定は難しい。そのため、啓発事業の一つである社会を明るくする運動の参加者数を指標とした。今後とも犯罪を犯した人たちの更生への支援を進めるため、更生保護事業の充実を図るとともに、市民への啓発を行っていく必要がある。	①社会を明るくする運動の実施など、更生保護への理解を深めるための事業を充実するとともに、引き続き、保護司会、更生保護女性会との連携を図る。②保護司会、更生保護女性会とともに、中学校や大学などとの連携も図り、青少年への更生保護への理解を深め、青少年の犯罪防止活動を推進する。	B 19	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。【④更生保護女性会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。【⑤越谷地区保護司会越谷支部助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。【⑥越谷地区保護司会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	●			平成 18 年 6 月の「更生保護のあり方を考える有識者会議」において、更生保護制度改革の提言がなされ、保護司会でも、再犯防止に様々なプログラムが実施される。 また、「社会を明るくする運動」の実施など、地域の防犯活動をより充実させるとともに、中学校との連携により青少年の犯罪防止や立ち直りの支援活動も進めている。 このような事業の展開に対し、積極的に支援をするとともに、適切な評価の方法を検討し、定期的に事業の見直しを図る。 なお、助成金算出で平成 21 年度から人口割り分が増額となる。
43	福祉保健オンブズパーソン事業(124)	社会福祉課	B	相談・申立ての件数は少ないが、制度の必要制は高い。今後とも制度の周知等を図っていく。	①引き続きオンブズパーソン制度の周知を図っていく。 ②オンブズパーソンがどのような事例にも適切に対応できるよう研修等を実施し、事業の充実を図る。	B 20	オンブズパーソン制度の有効活用の観点から、福祉サービスの現場職員とオンブズパーソンとのコミュニケーションの場を設定し、福祉の現場で日々発生している相談、対応内容の情報共有が必要と思われる。 オンブズパーソン活用については、市民向けの広報とあわせて、現場担当職員への周知を図ることも必要と思われる。	●			オンブズパーソン制度の周知を図るため、広報や市ホームページ等を活用していく。併せて、市民だけでなく職員に対しても改めてオンブズパーソン制度の周知を図るとともに、オンブズパーソンと職員が意見交換できる場を設け、現場での苦情の状況などを把握し、情報の共有化ができるよう検討していく。 また、オンブズパーソンがどのような事例にも適切に対応できるよう他の自治体等の状況を調査・研究し、事業の充実を図る。
44	社会福祉協議会助成事業(128)	社会福祉課	B	社会福祉協議会が行っている地域福祉事業を適正に評価しながら助成事業を進める必要がある。法人運営に係る指標の設定は難しいため、社会福祉協議会が行っている地域福祉事業の一つであるふれあいサロンの参加者数を活動指標とした。	①引き続き助成事業の見直し・検討を進め、助成金の効率的な運用や効果的な事業の実施について明確にしていく。 ②運営費的な補助から事業費補助に切り替える。	C 17	この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにすべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し（民間との役割分担）、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。	●			運営費的補助から事業補助に改めるなど引き続き助成方法を検討していく。併せて、適正な評価が行えるよう、助成金交付要綱等の整備を進める。 なお、平成 20 年度に助成した社会福祉大会の事業費分については、平成 21 年度は減額する。
45	障害者自立支援医療給付事業（旧身体障害者更生医療事業）(147)	障害福祉課	B	医療保険の負担限度額や高額医療費の還付制度など医療費の負担軽減策は多岐に渡っているため、申請者が更生医療を真に必要としている者か検討する必要がある。また、利用者が自ら制度を選択できるよう周知する必要がある。	①後期高齢者医療保険開始に伴い、自己負担限度額の変更が予想されるため、他制度の利用との比較検討をする。 ②利用者が他制度との比較検討を行いやすくするために、制度内容の周知を行う必要がある。	B 20	障がい福祉事業として重要な事業である。 障がい者に安心感を与えるよう、病院の医師等との情報交換を図り、市役所窓口でのきめ細かな相談対応が求められる。	●			後期高齢者で、更生医療の適用を受ける方の全体に占める割合は低いと考えられるが、相談者個々の状況に応じ経済的負担等について十分な説明を行っていく。また手帳交付時等の説明に加え、制度一覧の配布やホームページ等の情報媒体を通じ引き続き周知を行っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
46	重度心身障害者医療給付事業(149)	障害福祉課	B	障がい者の高齢化及び受給者数の増加に伴い、年々事業費が増加している。一方、利用者からは重度心身障がい者医療費の窓口払いを廃止し、償還払い方式から現物給付方式へ切り替えるよう要望が多く寄せられている。後期高齢者医療制度の施行に伴い、レセプトデータが提供されないために、受給者は各々窓口申請が必要となり、事務の煩雑化と受給者への負担が増大している。	①平成 21 年度は後期高齢者医療制度施行に伴う、65 歳以上の方の申請が煩雑化してしまうために、例年に比して約 2 倍の事務量が発生してしまうが、適正な給付が行えるように事務体制の見直しを行っていく。 ②平成 21 年度から障がい者の申請事務を簡素化するために、市内医療機関について現物給付の導入を検討していく。	B 20	障がい福祉事業として重要な事業である。レセプトデータの電子データでの提供を広域連合に求めるなど、内部事務の効率化と合わせて、市民の利便性向上の促進に努めていただきたい。	●			後期高齢者医療制度の施行により、広域連合からのレセプトデータ提供がなくなり、請求方法が複雑になったことから、利用者に負担がかかっている。現物給付方式の導入を含めて、事務の効率化と利用者の事務負担の軽減を図るように検討する。
47	生活ホーム助成事業(157)	障害福祉課	B	知的障がい者が利用する市内の生活ホームは平成 18 年度から、障がい者自立支援法に則ったグループホームへ移行している。身体障がい者の利用は生活ホームに限られている。	①②知的障がい者が利用する市外の生活ホームは順次、自立支援法に則ったグループホーム・ケアホームに移行していくと思われるが、身体障がい者の利用は生活ホームに限られる。今後は身体障がい者の生活の場として、生活ホームの確保を図る必要がある。	B 20	自立支援に向けたヘルパー派遣事業と合わせて、生活ホーム利用者が自立するために必要な周辺支援施策との連携を強化する必要がある。 最も福祉の現場に近い事業を担当されている基礎自治体としての意見を、県や国に向けて発信されることを望む。	●			在宅サービスの支給に当たっては、利用者のニーズを把握し、個々の状況に応じた支給決定を行っていくとともに活用可能な社会資源について情報提供を行っていく。また、生活ホーム運営者や県との情報交換により、有効活用に努める。さらに、県単事業に係る会議等を通じ、制度の必要性やそのあり方について必要に応じ発信を行っていく。
48	障害者(児)複合施設整備事業(159)	障害福祉課	C	障害者自立支援法の施行により施設体系の再編がなされ、障がい者施設と障がい児施設の複合化を図ることの効果を再検証する必要がある。	平成 19 年度に基本構想の見直しを行い、障がい者施設と障がい児施設の複合化は実施せず、平成 20 年度以降は、障がい者施設整備事業と障がい児施設整備事業に分離して取り組むこととした。①平成 21 年度は障がい者施設の建設工事を行う。②平成 23 年度までに障がい者施設を開設する。	B 16	事業計画を早期に作り、専門スタッフの充実と共有化をはかり、サービスレベルの向上と効率化をはかっていただきたい。待機者への施設の紹介をホームページ等でできないか検討していただきたい。	● ★			障がい者施設の建設に向けて、設置する機能（しらこばと職業センター及び付加機能）や設置する設備、職員配置、管理運営等について検討するため、庁内検討委員会を設置するとともに、しらこばと職業センター通所者の保護者等からご意見をいただくなど、今後も引き続き整備内容について協議・検討を行う。
49	介護予防事業(163)	高齢介護課	A	要援護高齢者に対して、自立に向けたサービスについての周知を図るとともに、介護状態にならないように利用を促し、介護予防の推進を進める。	①平成 21 年度から自立支援通所サービスは特定高齢者施策に移行する。 ②制度の周知を地域包括支援センターを通し利用のＰＲを図っていく。	B 20	ふれあいサービス事業を特定高齢者施策に移行する計画は、妥当な判断であると思う。 一方、短期宿泊事業については、利用者数が実人数で 4 名と少ないことを考えれば、他の事業で吸収する等の方策を検討し、事業の効率的推進を考慮いただきたい。	●			①平成 18 年度の介護保険制度改正により、要介護や要支援状態になることを予防する介護予防事業を実施している。介護予防のための必要な支援を目的に実施してきたふれあいサービスは、平成 21 年度から、介護予防事業が整備されたことに伴い、通所介護や通所型介護予防事業等に移行するため、事業を終了する。 ②短期宿泊事業については、65 歳以上の介護保険対象外で、見守りや部分的介助が必要な高齢者で、一時的に介護者の病気や事故及び家族からの虐待や認知症での徘徊等で介護が困難になった方を宿泊させ、支援を行うなどの対応をしなくてはならないが、対応できる他の事業もないことにより、事業の継続を予定している。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
50	家族介護支援事業 (164)	高齢介護課	B	高齢化の進展に伴い、在宅高齢者等への支援が一層必要となる。	①緊急通報システムの機器保守管理契約において、契約条件の見直しを行い、総事業費の抑制を図る。 ②平成 21 年度以降については、他市の状況と比較し、支援内容を検討していく。	C 19	①　緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者に通報用のペンダントを貸与する事業であるが、廃止を含めて検討する。昭和６１年からの事業であり、平成 18 年は新規４件、機器確保契約台数２００台のうち全設置台数９８台にとどまっており、一定の事業目的を達成している。一方で、維持コストは年間５３０万円（５４，０００円/１台）である。代替手段（携帯電話、警備会社等）を検討する余地がある。また、契約業者への条件変更要請及び新しくコストパフォーマンスの良いシステム提案を行わせる等、大幅な見直しが必要である。 ②　在宅介護者福祉手当は、寝たきり老人を介護する家族への現金給付であり、平成１８年は３６１名を対象としている。福祉的な施策ではあるが、介護保険が導入され、政策がサービス給付へシフトしている中で、このような手当のあり方を見直す必要がある。	●			①緊急通報システムは、慢性疾患等により日常、常時注意を要する単身高齢者等の救命救急を図るために、必要不可欠な事業である。平成 20 年度は、事業の実施を継続する中で、機器保守管理において、契約台数の見直しを行い、総事業費の抑制を図った。平成 21 年度も、引き続き契約条件の適正化を検討し、事業費の抑制を図りたい。また、平成 21 年度以降の機器の賃貸借契約については、契約の条件を検討し、事業の継続を予定している。 ②在宅介護者福祉手当については、在宅介護者福祉手当を支給することにより、在宅介護を支援し、福祉の向上を図ることを目的としていることから、事業の継続を予定している。
51	老人日常生活用具給付事業(167)	高齢介護課	B	高齢者の増加が見込まれるなか、加齢に伴う認知病状のある方の在宅生活を支援するための事業の周知が必要である。	①②平成 21 年度はさらに包括支援センターを通し周知を図っていく。	D 19	ひとり暮らし高齢者等に火災報知器、自動消火器、電磁調理器の設置を補助する事業である。昭和６３年からの事業であり、介護保険の制度化により、一定の目的は達せられたものと思われる。申請件数も、平成 18 年は 2 件と少ない。事業費 2 万円に対し、事業遂行のための人件費が 90 万円となっており、投入した作業工数に見合う事業となっていない。低所得者向けの適用は必要性の検討を要するものの、当制度の廃止、または代替手段（消防法及び住宅政策での対応）への切り替えも含めた検討が必要。	●			老人福祉法に基づき日常生活を営むことに支障がある方の便宜を図るための給付事業であり、介護保険制度との給付品目の重複はない。改善の方法として、対人件費のコストパフォーマンスを高めるため、10ヶ所の地域包括支援センターでのケア会議を活用しすることで人件費の抑制等を図り、さらに、他課との調整や他市の状況を検討し、対応を行っていく。
52	保険事務管理事業 (170)	高齢介護課	B	国の基本方針に基づき介護保険制度の適正運営を図る。	①②第三期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を円滑かつ適正に推進していくため、進行管理に努めていく。介護保険フェスタなどの事業を通じて介護保険制度の周知を図る。	C 17	介護保険導入から 5 年経過し、市内の要介護保険者数は 2,600 人から 4,200 人へ増加している。介護保険の主旨普及は一定の成果をあげており、介護保険フェスタのあり方を見直す必要がある。また、介護相談員による事業所派遣は、年 8 カ所程度の施設中心であるが、受入拒否事業所もあり、通所施設は未実施である。今後の方向としては、当該事業の見直しを行い、事業者のサービス評価（第三者評価）の活用や情報公開制度の推進などにより、より効果的な方法を検討する必要がある。	●			①介護保険制度が大幅に改正されており、今後とも継続して趣旨普及は必要と考えている。その一環として開催されている介護フェスタについては、介護サービス事業者連絡協議会が主体的に実施している。 ②介護相談員の派遣事業は、第三者評価と趣旨が異なり、施設入所者の日常的な困り事、悩み事等を直接傾聴し、その内容を施設側に伝え、時には改善されているため、事業の継続を予定している。また、第三者評価や情報公開の推進については、平成 18 年 4 月から義務化され、埼玉県が行っている。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
53	趣旨普及事業(174)	高齢介護課	B	制度の周知方法について検討を要する。	①②介護保険制度は高齢者はもとより、多くの市民の方々に理解していただく必要があることから、制度の周知方法については、印刷物をはじめ様々な広報媒体や出前講座を活用し実施していく必要がある。このようなことから、市発行の広報紙、市ホームページ等の積極的な活用を図るとともに、出前講座の実施をより一層増やしていく。	B 20	介護保険制度の趣旨を市民にご理解いただくことを目的とした事業である。作成されている PR 資料等は汎用的、全般的な内容であり、市民にとっては印象が薄く、記憶に残りにくい様に思われる。アンケート調査等により普及度や理解度を検証するなど、より分かり易く市民の理解が深まる内容とし、効果的な活動に取り組んでいただきたい。今後は、個別相談に注力し、きめ細かく具体的事例に対応する方向に進まれることを望む。	●			介護保険制度全般のパンフレット等については、介護保険料の見直し及び介護保険以外の高齢者福祉サービスなども記載されているので毎年変更が生じる可能性がある。さらに、新たに介護保険制度を利用する方もいるため、パンフレットについては引続き頒布の必要性がある。個別相談等のきめ細かい周知については、出前講座等で個別に趣旨普及を図っているが、今後においてもきめ細かい個別的な相談を行い、介護保険制度の周知に努める。
54	家族介護支援事業(介護保険)(家族介護慰労金支給事業)(179)	高齢介護課	A		継続して計画どおりに事業を進める。	C 20	在宅介護をしている家族に対する慰労金の支給事業であるが、H19 年度の対象者は 1 人と極めて少なく、また介護保険制度があるので、基本的には介護保険制度を利用していただくよう理解を得る努力をすべきと思われる。	●			介護保険制度の在宅介護における家族介護を支援するメニュー事業として実施してきたが、該当する対象者が少ない状況である。また、他に一般高齢者施策の「在宅介護者福祉手当」による支援策もあることから、平成 20 年度の該当者の申請状況を見ながら平成 21 年度をもって事業を廃止する方向で検討する。
55	順正苑施設管理事業(180)	高齢介護課	B	入所者が快適に生活するためには、現基準にあった施設整備が必要である。	①②平成 21 年度末までに介護保健施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホーム順正苑を廃止する。			●			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進するとともに、市立養護老人ホームを廃止する。その間、新施設との事務連絡調整を行い、事務引継に向けた準備を行う必要がある。
56	順正苑運営事業(181)	高齢介護課	B	入所者が快適に生活するためには、現基準にあった施設整備が必要である。	①②平成 21 年度末までに介護保健施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホーム順正苑を廃止する。	B 16	「施設の更新時（建替え等）においては、施設の設置・運営方法等も含めて方策を検討する必要がある。」とあるが、いつかが決まっていない現状では、調理の委託など経費削減化できるところは早期に計画的に進めていただきたい。	●			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進するとともに、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設運営を行う必要がある。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
57	日用品等支給事業(182)	高齢介護課	B	平成21年度末の施設閉鎖までは引き続き継続する。	①②平成 21 年度末までに介護保健施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホーム順正苑を廃止する。			●			平成 21 年度までに、介護保険施設との連携が可能な社会福祉法人による養護老人ホームの整備・運営を促進することに伴い、市立養護老人ホームを廃止する。その間、入所者が安全で快適に生活できるよう、施設運営を行う必要がある。
58	疾病予防費（国保会計）(192)	国民健康保険課	B	平成20年度から各医療保険者に義務付けられた特定健診・特定保健指導の実施に伴い、人間ドック・胃検診の助成事業を廃止し、事業全体の調整を図る。	①平成 20 年度から開始された特定健診・特定保健指導の実施状況により平成 21 年度以降の見直しが必要 ②平成 20 年度から開始された特定健診・特定保健事業の実績を平成 25 年度までにあげていくため、各年度の状況を把握しながら事業内容を拡大する必要がある。	C 19	当事業は、国保の被保険者が、胃がん検診、人間ドック、保養所利用の３つの場合に助成するものである。胃がん検診の助成は、市民の利用者負担分を国保会計から助成する制度であるが、他のがん検診では助成していないこと、本来は自己負担で行うべきものである。人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給することの公平性に欠ける面がある。　保養所利用の助成は、国保の目的である医療給付とは直接関係がない。いずれも、国保の赤字補てんに一般財源が 880 百万円も投入されていることを念頭におき、他の保険制度（政府管掌保険、他市国保等）との比較検討もしながら、廃止を含めて助成金額の見直しが必要である。	●			胃がん検診、人間ドックについては、平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導が実施されることに伴い廃止した。 保養所利用の助成は、利用者の多い事業であるため、他市町村の動向を見ながら検討していく予定である。
59	国民健康保険会計繰出金（法定外）事業(196)	国民健康保険課	B	評価・チェックにかかわらず、国の制度である国民健康保険制度の存続には一般会計からの繰入金（法定外）は不可欠であるが、本制度は全市民を対象としたものではないため、その額が多額にならないよう、加入者の負担額を調整していくことが肝要である。平成 20 年度は国民健康保険税の税率改定を行う。	①平成 20 年度に国民健康保険税の税率改定を行う。 ②平成 20 年度から後期高齢者医療制度が開始され、今後の医療費の抑制が望まれるが、平成 21 年度以降はその動向によって対応していく。	B 18	国保特会の赤字補填の為、一般会計からの操出を当然と受け止めるのではなく、真剣な操出金減少に取り組んでいただきたい。収納率は 90%前後と評価できるが、医療費の減少に向け、関係部課が連携を取り、市が一丸となって緊急プロジェクトを設置するなどして、取り組んで頂きたい。	●			平成 20 年度から医療費削減に向けた特定健康診査・特定保健指導が実施されるとともに、少しでも一般会計からの繰入を減らすように、平成 20 年度は国民健康保険税率改定を行った。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
60	介護納付金（国保会計）(200)	国民健康保険課	B	平成18年度以降納付金は減少傾向にあるが、平成 20 年度は国民健康保険税の介護分についても改定を行う。	①平成 21 年度も現状維持で対応する。 ②介護保険制度が継続される限り、介護納付金も継続して対応していく。	B 20	制度に従い実施する事業であり、事務事業評価の視点からは課題は見つけにくい。あえて挙げるとすれば徴収率の向上策があるが、負担納付率を高める努力を重ね、市からの繰入金の減少及び保険料アップをしなくても済む措置を期待する。	●			介護分の保険税については、平成 20 年度に税率改定を行った。介護保険については毎年一人当たりの負担額が国によって定められるので、国の動向を見極めつつ対応していく。
61	救急医療対策事業(206)	市民健康課	B	埼玉県地域保健医療計画の中で病院数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療機関の中で実施していかなければならない。	①②埼玉県東部第三地区第二次救急医療対策協議会をとおし、救急医療を確保していく。	D 17	<在宅当番医制事業>　地域住民の初期救急医療の確立は、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりには必須である。ただし、休日等の初期救急医療体制は、すでに医師会により整いつつある。平成 17 年度在宅当番医制から日曜日診療が除外されており、今後さらに祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある。	●			現在の医療体制を踏まえ、市として在宅当番医(歯科当番医)制事業については、民間医療機関による祝日及び年末年始の初期医療体制の整備・充実が図られるまで継続する。 現在の取組みとしては、祝日及び年末年始における医療体制を把握し広報・ホームページ等で周知するとともに、地域医療団体と連携し、当番医制により祝日及び年末年始の初期救急医療を確保する。
62	乳幼児等健康診査事業(208)	市民健康課	B	乳幼児健診については、受診率の向上とともに、健診内容や事後フォローについての検討を継続して行う。	①20 年度からの妊婦健診の公費負担の拡充とともに受診率の向上を図る。 ②未受診者の減少に向けた受診勧奨のための周知方法の拡大	B 20	少子化対策の観点から当該事業は重要である。平成 20 年度からの妊婦健診の公費負担増に備え、事業費拡大は不可欠である。今後も、更に受診率向上に向けて未受診者の減少に努力してほしい。	●			乳幼児健診については、今後も未受診者解消に向け受診勧奨のための個別通知を実施するほか、保健カレンダー・ホームページを活用し受診率の向上を図る。妊婦健診についても、公費負担を活用した妊婦健診受診の勧奨を図り更なる受診率の向上に努める。その取組みとしては妊産婦に対し妊娠届出書の提出の周知徹底に努め、母子健康手帳の取得と公費負担による妊婦健診受診の活用や乳幼児健診の情報の提供を進め母子保健の充実を推進した。
63	機能訓練事業(213)	市民健康課	B	訓練参加者の固定傾向があり、集団の人的な循環が必要である。機能訓練教室(A 型)については 1 年で修了となっているが、いきいき教室については継続の参加者が多い。介護保険の非該当となった方や、言語障がいのある方が参加できる場の確保が必要	①介護保険法・障害者自立支援法の各法制度の整合性を考え、健康づくり及び介護予防と自立支援を視点とした事業の展開 ②運動習慣の継続による機能維持と生活の質の確保のための啓発事業の実施	B 20	介護保険の認定を受ける程度ではない人を対象に日常生活の自立を支援する事業である。要介護者を増やさないための予防という側面を持っており、今後の市の介護事業の負担を軽減するという意味で重要な機能を果たしている。 現在の課題は、訓練参加者の固定化傾向があることである。そのために、参加者の流動性を測定する指標（例：新規参加者数と訓練卒業者数・自立活動者数の割合）等を設定し、自らの活動をモニタリングしていくことが重要である。	●			新規ケースの把握のために、高齢介護課等と連携を図り、日常生活機能低下及び閉じこもり予防のための参加勧奨を引き続き行っていく。 また、外部評価による指摘を踏まえ、新規参加者数や修了者数などから参加者の流動状況を把握し適正な事業評価に努めている。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
64	子育て支援事業(219)	児童福祉課	B	子育てサロンでは、拠点となる施設を 1 か所増設したが、利用者のニーズは多く、事業内容の見直しを含め、さらに拡大を検討する必要がある。 ファミリーサポート事業では、就労する母親等の増加や就労形態の多様化により、サポート提供会員の確保が課題である。	①②子育てサロンでは、利用者のニーズが多く平成 21 年度目標の 7 か所の開設に向け、公共施設等の活用を含め、身近な場所に整備するとともに、長期的には中学校数の設置を目標とする。 ファミリーサポート事業では提供会員の拡大については、普段の啓発活動とともに、民生児童委員・子育てサークル会員等人的資源を取り込めるよう検討する必要がある。	B 17	世帯の核家族化、共働き化等により、子育ての相談・指導や、コミュニケーションの場の提供が強く求められる。今後も大いに拡充すべき事業であるが、児童相談事業や保育ステーション事業等、類似目的事業との役割分担の明確化や、施設の共同利用等、事業運営の効率化を検討する必要がある。また、外部委託に関し、入札等により委託決定プロセスの透明化を図るとともに、コストダウンの努力を払うべきである。児童虐待等への対応を強化していく必要もある。	●			少子化、核家族化により子育てに不安や悩みを抱える家庭が多くなるにつれ、身近な場所での多様な事業が求められていることから、子育ての相談に対する的確な助言・指導、子育てに役立つ講座・講習会の実施等、親子の交流促進や各機関との連携を図りながら必要かつ適切な事業運営を図っている。 また、平成 20 年度からは親子の交流の場を主目的とした子育てサロンを 2 か所の児童館で開設し、平成 21 年度に市民団体等との協働による子育てサロンの運営も検討していく。
65	児童援護事業(220)	児童福祉課	B	手術等に要した経費の査定基準	①入院助産については、出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。心臓手術に関して制度発足時は保険適用ができないものがあったが、現在はほとんどのものが保険適用になっている。 ②心臓手術に関しては、他の代替的措置を検討する中で制度自体の見直しが必要である。	B 19	入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。 心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を継続的に見て、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。	●			入院助産制度は児童福祉法に基づく事業となっている。近年の経済・雇用環境状況から相談が多くなってきているが、出産一時金等の活用を図りつつ、妊産婦を含めた方々の自立のための支援・指導が必要かどうかも検討し実施していくこととする。 心臓手術については、他の代替的措置を検討し制度の見直しをすすめていく。
66	乳幼児医療費給付事業(224)	児童福祉課	B	子育て家庭にとって急な疾病による医療費の負担は大きく、子育て支援施策として制度の拡充を求められている。県の補助制度の一部拡大と保険負担割合の改正により市の財政負担も軽減されたが、さらに制度の拡大を図っていくためには、本制度が国の法制化により実施されるよう要望していく。	①平成 20 年度に医療費助成のうち、入院に係る医療費の支給対象年齢を中学校修了までに拡大する。平成 21 年度では引き続き適正な医療費の支給を実施していく。②県の補助制度等や医療保険制度を見据え検討していく。	B 20	国や県の医療制度の影響を大きく受ける事業である。 次期越谷市子育てプランの策定と合わせ、将来の財政的な状況を踏まえた市としての対応策を検討し、事前に準備することが重要と思われる。	●			乳幼児(こども)医療費制度は病院等への受診機会公平性の確保や医療費の負担軽減により、早期受診を促し、疾病の重篤化の防止など乳幼児の健康増進に大きな役割を果たしている。 平成 20 年 6 月より高額の医療費となる入院分について中学校修了まで拡大したが、医療保険制度の改正により医療費の負担が軽減されることとあわせて実施したものである。今後とも医療保険制度の動向や国・県の制度改革及び市の財政状況を十分に勘案し運営していく。
67	みのり学園施設管理費事業(232)	児童福祉課	B	施設は老朽化により、建具や排水など修繕箇所が増加しており、修繕を進めながら療育環境の向上を目指していきたい。	①施設管理事業では、施設の老朽化による不具合箇所の修繕を進めていく。 ②肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」とともに、2 施設の機能を併せもつ施設として一体的に整備し、2 施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討していく。	B 20	児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 事業目的が施設の維持管理であるので、活動、成果指標については、施設管理面に関連付けた指標を設定していただきたい。 施設の複合化計画に合わせ、平成 25 年春までの間の施設維持計画に基づいた保全を実施するよう求める。	●			療育環境の向上を図るため、施設の老朽化による不具合箇所の修繕を進めていく。さらに肢体不自由児通園施設あけぼの学園とともに、2 施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2 施設の一体化による効率化や新たな付加機能について検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
68	みのり学園運営事業(233)	児童福祉課	B	業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の複合施設開設にあわせ運営方法を決定していく。	①②平成 25 年度当初の利用開始を目指し、肢体不自由児通園施設「あけぼの学園」とともに 2 施設の機能を併せもつ施設として一体的に整備し、 2 施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討していく。今後、運営方法（全部委託・一部委託等）についての詳細を決定していく。	B 16	複合施設建設時に改善ということではあるが、事業費として大きな割合を占めている人件費の削減を検討する余地がある。	●			肢体不自由児通園施設あけぼの学園とともに 2 施設の機能を併せ持つ施設として一体的に整備し、2 施設の一体化による効率化や新たな付加機能について検討していく。平成 25 年度当初の開設を目指しており、今後、運営方法について詳細を検討していく。
69	あけぼの学園運営事業(235)	児童福祉課	B	業務の効率化等による経費の削減を図ることとなるが、計画中の複合施設開設にあわせ運営方法を決定していく。	①②平成 25 年度当初の利用開始を目指し、肢体不自由児通園施設「みのり学園」とともに 2 施設の機能を併せもつ施設として一体的に整備し、 2 施設の一体による効率化や新たな付加機能について検討していく。今後、運営方法（全部委託・一部委託等）についての詳細を決定していく。	B 20	児童福祉事業を推進するうえで重要な事業である。 平成 25 年春の施設複合化に向けて、現段階から保育士等の人材育成と、外部委託も見据えた業務効率化の準備を進めていただきたい。	●			障がいの程度や状況に応じた療育訓練と保護者への指導・訓練を一体となって行うことにより、障がいの軽減や改善が期待される事業である。特に専門的な知識や豊富な経験をもつ人材が必要であるが入園児数などの動向を的確に把握し、適正な配置を行っていく。なお、あけぼの学園の今後のあり方については、平成 25 年度開設を目指し、知的障がい児通園施設みのり学園とともに 2 施設の機能を併せもつ施設として一体的に整備し、2 施設の一体化による効率化や新たな付加機能について検討していく。
70	児童館コスモス運営事業(237)	児童福祉課	B	各年度毎の入館者・事業参加者数に若干の変動が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「天文と物理」をテーマにしたこども科学館としての児童館への市民要望は高く、今後も事業内容を精査して、拡充していく必要がある。また、事業運営の効率化を図るため児童館運営の見直しを行っていく必要がある。	①②児童館運営の効率化を図るため指定管理者制度等を検討していく。	C 18	子供が自ら学ぶ場づくりの社会的要請は特に高まっており、児童館による場の提供の意義は深く、２０年間に及ぶ実績は大いに評価されるべきものと思料している。特に最近は、児童虐待、犯罪者からの防御、子育て支援等、新たな社会要請が出現してきていることへの配慮を期待したい。しかし、運営実態をみるに、児童福祉の総合的な取組を勘案し、より活動的な事業展開を考えた場合、現行の直営運営から、類似館を含め、指定管理者制度活用による委託運営、ＮＰＯ等を活用した民間運営の研究を提案する。また、現状を継続するにしても、担当者のユニークなアイディアを生かし参加費を徴収する事業を企画して、より深みのある事業展開を検討する時期なのではなかろうか。	●			現状の課題に対して、運営方法を含めた改革改善に取り組んでいく。
71	児童館ヒマワリ施設管理事業(238)	児童福祉課	B	施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、適切な維持管理とともに、開館から 13 年が経過する中、空調機器、燃焼関係消耗品の交換や製造中止により、部品調達が困難となっている施設設備機器等の計画的更新が必要となっている。	①②児童館の機能を保全し、館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備機器等の計画的更新を行う。			●			児童館の機能を保全し、館内の安全確保と快適な環境を保つため、効率的な施設の管理を行うとともに、施設設備機器等の計画的修繕・更新を行う。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
72	児童館ヒマワリ運営事業(239)	児童福祉課	B	入館者・事業参加者数に若干の減少が見られるが、児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマにしたこども科学館としての児童館への市民の要望は高く、今後も事業内容を精査し、拡充していく必要がある。また、事業運営の効率化を図るため、児童館運営の検討・見直しを行う必要がある。	①②児童の健全育成のための拠点施設として、また「生物と環境」をテーマに、こども科学館として地域に根ざした児童館を目指し、事業内容を精査することで、より多くの児童が参加できる事業内容とする。また、事業運営の効率化を図るため、児童館運営の検討・見直しを行う。			●			現状の課題を踏まえつつ、部分委託化等も含めた改革改善方策を検討する。
73	私立保育所事業(241)	保育課	B	多様な保育ニーズに応える、民間保育園との協調を図るために運営に係る補助金の支出は効果的であった。	①平成 21 年度は 90 名規模の保育園の開設により費用に見合った子育て支援を図っていく。 ②平成 22 年度以降も、保育需要と子育て支援の充実のために効果的な予算の執行を図っていく。	B 20	【私立保育所運営改善費補助金】 （内部評価：継続）（外部評価：継続） 多様化する保育需要の潜在ニーズを、更にきめこまかく定量的に把握されることが重要である。 また、私立保育所の施設や人員配置の状況について、市民に対して分かりやすく PR し事業推進していただきたい。 保育行政に基づく保育従事者の確保・育成に向けて、時間単位での勤務など勤務条件の柔軟化、処遇の改善も求めていく必要もあるのではないか。	●			多様化する保育需要に対応するために、保育需要を的確に把握し、私立保育園の開設など民間活力を積極的に活用し、待機児童の減少、子育て支援の充実を図っていく。 平成 21 年度に 90 人定員の認可保育所が開設することにより、待機児童の減少や新たな就労子育て支援が図れる。
74	家庭保育室事業(242)	保育課	B	待機児童解消のため、認可保育所と家庭保育室の地域バランスを考慮し、家庭保育室の効率的な支援と多様な子育て支援が必要である。	①平成 21 年度は引き続き低年齢児の待機児童解消のため、家庭保育室の充実を図っていく。 ②平成 22 年度以降も家庭保育室の民間活力を支援し効率的な子育て支援を図っていく。	B 20	多様化する保育需要を踏まえ児童の積極的受入体制の整備が必要であり、また家庭保育室事業の市民へのアピールも大切である。 保育行政としての方針に基づいた、公立・私立保育所と家庭保育室のバランスを図る必要がある。	●			公立・私立認可保育所との設置バランスと地域性を考慮し、家庭保育室の効率的な支援を実施していく。 また、待機児童の解消と新たな就労支援を図るため、家庭保育室の積極的受入体制について市民への PR を図っていく。
75	保育所改修事業(254)	保育課	B	施設の老朽化に伴い、限られた予算を、安全確保を第一とし、改修費の効果的な運用を図る必要がある。	①平成 21 年度は温暖化現象を見据えた保育所改修を図っていく。 ②平成 22 年度以降も老朽化のため改修箇所増加は必至であり、建替等を視野に入れた長期的な取り組みを図っていく。	B 20	公立・私立保育園の設置、家庭保育室との分担など、保育行政全体を見据えたうえで、公立保育園の今後の役割を定め、中長期的改修計画との整合を図っていただきたい。成果指標については、改修計画に対する改修実施率などを設定していただきたい。	●			平成 20 年度に施設維持管理保全のため、外壁塗装 1 ヶ所・じゅうたん張替 2 ヶ所・トイレ改修 3 ヶ所の計 6 保育所改修と、保育室内における保育環境の改善のために 5 ヶ所の空調設備を行った。厳しい財政状況を踏まえ長期的改修計画により効率的な改修を図るとともに、空調設備については、平成 20・21・22 年度事業として対応する。
76	資源物等収集運搬事業(261)	環境資源課	B	より効率的な分別収集を検討していく。	①②資源物の排出量を見極め、収集体制の見直しを検討する。			●			廃棄物の排出量の増加に伴う収集体制の充実を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
77	粗大ごみ収集運搬事業(262)	環境資源課	B	申込受付体制の整備と併せた一体的なシステムの構築による事務の簡略化	①②パソコンと連動した受付システムの構築（申込受付からの一連の作業がシステム化可能）	B 20	事業内容は、粗大ごみの収集及び処理場への搬入であり、その点においては適切な外部委託である。 課題は、①リサイクル率アップ、②減量化、③手続の効率化である。 ①②については市民へのアピール、③は粗大ごみ処理券有料シールの採用や、パソコンシステムを活用した事務処理の導入の推進を期待する。	●			平成 21 年 9 月 1 日からの料金の前払い制に向け、事務手続きを進める。 また、今後は事務処理を簡素化するため、パソコンと連動した受付システムの構築（申込受付からの一連の作業がシステム化可能）を行う。
78	動物死体収集事業(264)	環境資源課	B	飼い主のいない路上動物死体の迅速な収集対応が求められている。	①②飼い主のいる動物死体については、市民全体が利用する事業ではないため、個人負担額の見直しを検討していく。	B 18	飼い主がいる動物死体については、市民感情から、市の斎場で扱うようにすることを検討するか、現行 3,500 円の受益者負担額の増額を検討していただきたい。年間 2,000 体もの動物死体を処理し、1,000 万円の経費が使われていることについて、市民のご意見を確認したい。路上放置の動物死体の処理は現行のままでも止むをえないと思われるが、動物を愛護する気持を啓発することを望む。	●			飼い主のいる動物死体の処理については、個別火葬の場合は、市の斎場等にて行い、合同火葬の場合は委託処理をしている。受益者負担額については、平成 21 年 4 月 1 日より全額負担とする。
79	し尿収集事業(266)	環境資源課	B	公共下水道及び浄化槽の普及により、し尿収集世帯が年々減少傾向にある。	①②し尿収集世帯が年々減少傾向にあり、収集体制・収集委託料等の見直しを検討していく。	B 20	対象世帯は 2,800 程度と多くはないが、現状では継続が必要な事業である。今後検討すべきものとして浄化槽設置の推進があるが、補助金額のアップがどの程度効果的かを調べる必要がある。また、同時に市民への周知も欠かせない。　なお、災害時の対応については、危機管理課の防災施設整備計画担当との協議も必要と思われる。	●			し尿汲み取り世帯の減少に併せ、現行 8 業者 9 台で委託をしている収集事業を平成 21 年度に、1 業者 1 台減する予定である。今後も委託車両の減少を検討していく。しかし、災害時にも対応できるように事業を継続していくため、受託業者が、事業を継続していけるように委託料の見直しも併せて検討する。
80	破砕物等搬出事業(268)	環境資源課	B	ごみの減量に伴い破砕物等の搬出量は、微減となっている。	①②今後とも、分別を徹底し、破砕物等の搬出量の減少を図っていく。	B 20	破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。 課題としては、事業費の 80%を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的なＰＲ活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。	●			不法投棄防止に向け、夜間パトロールを実施した。また、市民、収集業者等に分別の啓発を実施した。 今後とも、分別を徹底するとともに、不法投棄の防止に向け夜間パトロール等を実施する。
81	家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業(273)	環境資源課	B	生ごみ処理機器を活用することにより、日常生活の中からごみ問題に関する意識高揚が図られるとともに、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進することができることから、引き続きその普及と啓発を図る必要がある。	①平成 21 年度は利用の拡大を図るため、要綱の補助対象要件の緩和を検討する。 ②家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、啓発活動を実施する。	B 19	生ごみ収集は市民生活にとって不可欠な事業である。単に、「生ごみ処理機器購入費の補助」の周知活動にとどまらず、家庭での生ごみの処理が、市全体の生ごみの減量、ごみの資源化に有意義であることについて、積極的に啓発されることを期待する。	●			広報こしがや平成 20 年 8 月号にて生ごみ減量についての啓発記事を掲載。 平成 20 年 7 月に生ごみ処理機器の補助要綱を改定し、補助対象要件を緩和した。改定内容としては、従来、補助交付は一度限りであったものを、機器の購入後 5 年を経過した場合の買い替えについても再度補助交付の対象とした。 今後も定期的に広報等にて周知を行うとともに、生ごみの水切り等について啓発を行う。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
82	空閑地除草事業(281)	環境保全課	B	民有地の除草は市への委託によらず所有者自ら行うことが必要である。	①②空閑地の管理は地権者の義務であることを基に推進しているが、止むを得ず市に委託をしている地権者の大半は市外在住者であり、地権者が直接業者に委託するのは難しく、ただちに委託制度を止めることは、苦情の増加につながるものと考えられる。既に委託制度が利用者等に浸透している現状を考慮して委託制度を継続していくが、今後も環境改善は地権者の義務であることを啓発していく。	B 18	地権者 156 名が所有する 217 ヶ所の空閑地の除草であるが、多くは市に除草の委託をしており、経費も完納の状況である。しかし、経費を負担して市が除草する図式を見直し、空閑地の雑草の除去対策に止まらず、空閑地の環境改善に向けての多面的な取組を市民ボランティアの働きを醸成して進めてほしい。また、地権者にも、環境改善は義務であるとの考え方を理解いただく取組みを進めてほしい。	●			空閑地の管理及び環境改善については、地権者の義務であることを、市広報等で啓発していく。
83	犬の登録等事業(282)	環境保全課	B	犬の登録制度・狂犬病予防注射の周知徹底	①②市広報や自治会に対して啓発、チラシ等の回覧を行い、制度の周知を図る。	B 17	犬の登録管理を徹底し、狂犬病を予防することは重要である。保健所からの事務移管を前提として、獣医師会ならびに地域自治会等との連携を深め、犬の登録率向上を目指していただきたい。登録の電子申請化など、登録を容易にする手段は今後も引き続き検討をお願いする。また、予防注射の実施にあたっては、獣医師に委託する等、会との連携をさらに強化することを望む。	●			電子申請については平成 18 年度より受け付けている。 狂犬病予防注射については、集合注射実施のほか、越谷市狂犬病予防協会会員の獣医師と協定を結び、登録や注射済票の交付手続きを委託し、飼い主の利便性を図っている。 集合狂犬病予防注射は住民の多くの方々が利用されており要望の高いものである。接種率の向上のためにも必要な事業である。 また、飼い方ルールブックの配布や自治会回覧、市広報等により飼い主のマナーや制度の周知を図り、獣医師の協力を得て登録率向上及び接種率向上を目指す。
84	相談事業（旧：労働相談事業・内職相談事業）(284)	産業支援課	B	労働相談における緊急相談への対応。 内職提供事業所の開拓	①②労働相談において、理想は常時相談を受け付けできる体制作りだが、相談日以外の問合せ等については県での労働相談や関係機関での相談窓口を確認し紹介する。 内職相談においては、内職希望者に比べ、求人数が少なく斡旋率が低い状況となっているため、求人開拓を積極的に実施し、斡旋率の向上を図る。			●			労働相談については、通常は市の相談日をご案内しているが、急を要する相談の場合は県の労働相談センターを紹介している。また、内職相談については内職希望者に対し求人数が少ない状況が続いていることから、求人開拓を積極的に実施し斡旋率の向上を図っていく。
85	能力開発支援事業(旧:勤労者等能力開発支援事業)(287)	産業支援課	B	講座等参加者数	①平成 21 年度は実施内容を検討して時代に即した講座を実施していく。②良好な労働環境づくりや雇用促進を図るため、多くの方が参加できるよう実施内容の充実を図っていく。			●			勤労者等の能力開発を支援するためセミナー等を開催しているが、パソコンセミナーは受講希望が多く、就職に向け有効なセミナーであるため、若年者や女性、中高年を対象とした就職支援セミナーとともに実施していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
86	商店街活性化推進事業(290)	産業支援課	B	適正に補助金が使われているか、更にチェック機能を強化する。	①平成 21 年度は引き続き補助対象事業の周知を図り、さらなる支援を実施していく。 ②商店街を活性化するために、この事業の継続を図っていく。	B 20	【商店街活性化推進事業費補助金】 （内部評価：終期設定・統合・メニュー化） （外部評価：終期設定・統合・メニュー化） 補助金交付の効果が薄れたことから、「商店街活性化」の判断基準を明確化し、補助の実績を個別に評価し成果を公表していただきたい。また、補助メニュー以外の申請も広く取入れる考え方が必要と思われる。大型店の出店にともなう影響は避けがたく、現状の補助金レベルでは活性化には限界がある。郊外の大型ショッピングセンターとの共存共栄について調査研究するとともに、商店街の自主的な工夫を支援する施策に転換することを商店側と一緒になって検討する必要がある。	●			大型店対策として、現在の補助メニューに新たな補助事業のメニューを加え、活気と魅力ある商店街づくりをさらに支援していく。
87	産業情報化推進事業(291)	産業支援課	B	利用者及び登録事業所等の数	①平成 21 年度は、企業訪問やハローワーク来所者などへの周知を図り、登録事業者及び企業掲示板（求人・求職）の利用拡大を図っていく。 ②毎日、トップページ内が更新されるよう情報収集を図っていく。			●			･観光情報など最新情報の掲載に努めた。 ・「こしがやの産業情報リンク」の登録拡大と併せて市内の逸品の掘り起こしを図るため、本年度は、和・洋菓子店を中心に DM を発送（5 月に 83 件郵送）した。また、バナー広告の掲載並びに利用拡大を図るため、市内の有力企業を訪問（4 月、5 月に 20 件の企業訪問）した。さらに、ハローワーク来訪者の見やすい場所に案内書を置き、利用の拡大を図った。 本年度登録者数（10 月末現在） 情報リンク：24 件、求人：19 件、求職：6 件
88	産業活性化推進事業(293)	産業支援課	B	工業所有権取得費補助金については、企業間競争を勝ち抜いていくために、工業所有権取得の重要性がますます高まっているものの、補助対象者が減少してきている。	①平成 21 年度は、工業所有権取得費補助金制度について、越谷市商工会工業部会等と補助対象枠の減額について調整する。 ②産業フェスタについては、事業がマンネリ化しないよう実行委員会とも協議していく。	B 20	産業活性化の支援は市の重要な施策と思われるが補助の対象、効果の見直しを行い関連機関との協議を実施していただきたい。 【越谷市工業所有権取得費補助金】 （内部評価：減額(縮小)）（外部評価：終期設定） 補助実績は 3 件（29 万円弱）と少なく、産業活性化に寄与しているとは思われない。 対象が少ないこともあり、工業所有権等の取得費補助だけではなく、差別化できる商品及び技術の開発支援など抜本的な支援策の検討が求められる。 【地域特産品販売推進事業費補助金】 （内部評価：終期設定）（外部評価：終期設定） 「鴨ネギ鍋」の普及に注力を期待したい。3 年間の補助金交付の成果を検証されることを望む。 当市のブランド確立に向け更なる支援をすべきと思われる。	●			・工業所有権取得費補助金については、市内産業の活性化及び振興を図るため創設したが、対象件数が減少傾向にあるので、平成 21 年度にあっては、予算額を減額する。 ・こしがや産業フェスタについては、主事業としてこしがや鴨ネギ鍋が定着しつつある。 ・地域特産品販売推進事業費補助金は、地域経済の活性化を図るために、越谷の地域ブランドとして「こしがや鴨ネギ鍋」の商品化を越谷市商工会青年部が主体となり進めている事業に対する補助制度。平成 19 年度から 3 年間で全国展開を図り平成 21 年度をもって終了予定。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
89	物産展示場等管理事業(295)	産業支援課	B	展示場所、展示内容、展示方法等を工夫し、市民の認知度を高めていかなければならない。	①平成 21 年度は展示場のリニューアルを図っていく。 ②（平成 22 年度までに）越谷駅東口再開発を踏まえ展示場の拡大を検討する。	C 18	伝統工芸の継承事業としても２４時間無人での管理によるどちらかというと静態的な展示事業であるが、思い切ったリニューアルが必要と思われる。伝統工芸品の製作は、ものづくりの基本でもあり、地域を特徴づけるソリューションである。地域の活性化を視野におきながら、業者・市民を巻き込んだ事業展開を期待するが、あまりお金をかけずに市民が伝統工芸に関心を持ち、活性化できるような施策を検討・研究していただきたい。	●			展示場所、展示内容、展示方法を工夫しながら、市民の認識度を高めるとともに、市、伝統的地場産業の組合、商工会の三者連携を密にして製品の紹介をしていく。また、平成 20 年 9 月 26 日のイオンレイクタウンオープンに伴い、総合インフォメーション内に展示場を開設し、来場のお客様に地場産業のＰＲをしていく。
90	商工会補助事業(299)	産業支援課	B	経済不況が長引いており、市内小規模事業者に対し、今後も金融・経営・税務・労務などの全般にわたる指導が必要である。	①②経済不況が続き、市内の大半を占める小規模事業者は厳しい状況におかれており、商工会と連携を図る中で、企業活動を支援する必要がある。企業の成長を促し市内産業の活性化を図るためには、人材の育成・技術の向上・経営者間の交流の場確保等を推進する必要があり、商工会の果たす役割は重要であることから、引き続き支援をしていく。なお、今後も自主財源の確保に努めるよう働きかけていく。	B 19	補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。　補助金の使い方のみでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。　商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定めたうえで、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。【⑨税務指導費補助金】、【⑩小規模指導費補助金】、【⑪商工会一般事業費補助金】、【⑬タバコ小売活性化事業費補助金】　補助金により実施した事業の実績を把握すること。【⑫若手後継者育成事業費補助金】　平成 19 年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。	●			経済不況が続き、市内の大半を占める小規模事業者は厳しい状況におかれており、商工会との連携を図る中で、企業活動を支援する必要がある。企業の活性化を図るためには、商工会の果たす役割は重要であることから、引き続き支援をしていく。 また、外部評価で指摘された事業の目的、目標を明確に定めた上で、各事業の実績を把握することについては、現在商工会監査の際に補助金交付に係る効果について報告を受けるとともに、商工会の総会資料等より実績等の把握をしていることから、今後も、実績・効果等についての把握、補助金等の評価について検討していく。
91	中心市街地活性化推進事業（旧：ＴＭＯ推進事業）(300)	産業支援課	B	旧中心市街地活性化基本計画は平成 18 年 8 月に改正され、事実上法的根拠を失っている。新法での中心市街地活性化基本計画の策定に向け、更に現状を分析し、実態に即した計画を策定し、事業を推進する。	①②平成 22 年度に中心市街地活性化基本計画策定予定。今後は地元住民等との協議・勉強会・ワークショップなどを行い、まちづくり会社の設立などを検討しながら協議会を設立していく予定。	C 20	【中心市街地活性化推進事業費補助金】 （内部評価：統合・メニュー化）（外部評価：終期設定） 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状では、3 カ年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのような状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用していくよう見直しをされたい。	●			商工会が中心市街地の活性化を推進するために実施する各種事業に対して支援している。補助事業の中で新たな試みとしてエリア 3 商店会の「商店会マップ」を作成中。中心市街地の魅力ある店舗を紹介し、もって買い物客の集客を図り活性化を目指す。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
92	農産物生産奨励事業(301)	農政課	B	農業従事者の高齢化や後継者不足により、資金を投入して機械の導入・施設の充実を図ろうとする農家が減少しているため、当該制度の活用も年々減少している。その中で、資金を投入して経営改善を図ろうとする担い手に支援することは、今後の農業の維持発展を図っていくために必要なことである。	①②担い手の確保・育成を図るために、規模拡大を図ろうとする担い手へ制度資金の活用を促すだけでなく、農業委員会・JA 越谷市等の関係団体と連携し、耕作者のいない農地のあっ旋などの支援を積極的に行い、農地の利用集積等の推進を図る。	B 18	農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通じて農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。	●			平成 20 年度には、地産地消の推進拠点としての役割を担う農産物直売所をオープンし、少量多品目で農業を営む生産者にも新たな販路が整備されることから、これらの生産者を含め農業支援策について周知の徹底や助成事業の拡充を図っていく。 ①新品種実験展示圃モデル事業委託料 ⇒ 現状維持 ②農業近代化資金補給金 ⇒ 現状維持 ③農業経営基盤強化資金利子補給金 ⇒ 現状維持 ④地場野菜等産地育成対策事業費補助金 ⇒ 縮小 ⑤特産品生産奨励助成金 ⇒ 現状維持
93	農業環境衛生改善事業(302)	農政課	B	安全・安心な農産物を提供できる農業及び環境に配慮した農業を推進していく必要がある。都市部の中で農業経営をする者に対しては、環境や衛生面で農地の近隣住居者に対する影響は大きく地場産農産物に対するイメージも大切なことから、行政としての支援、指導を行う必要がある。	①②園芸用廃ビニール適正処理の徹底周知	B 20	平成 20 年度より取り組まれている農政課の地区担当者制は、評価に値する。地区担当者と各地域の農業組織団体との情報連携を一層強化し、市の農業の実態を把握し今後の農業施策のあり方を検討するとともに、市民にも農業の重要性をご理解いただくための取組を進められることを望む。 【園芸用廃ビニール収集処理運営協議会負担金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 地区担当者と組織団体との情報連携によって、廃ビニールの不法処理ゼロ化を進める努力が必要である。 【病害虫防除事業費補助金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 地区担当者による各農家の実態把握と事業内容のさらなる広報を推進し、病害虫防除に参加する農家の組織率向上が必要である。 【埼玉東部農業共済組合補助金】（内部評価：継続）（外部評価：継続） 農業育成上必要な制度であり、継続とする。	●			①園芸用廃ビニール収集処理運営協議会負担金 ⇒ 拡充 平成 20 年度から導入した地区担当制等を活用して廃ビニール処理の実情の把握に努め、今までの情報伝達方法に加え、農業団体連合会等の組織を活用して、廃ビニール等の適正な処理の必要性や方法についての周知を図り、当該制度の利用を高めていく。 ②病害虫防除事業費補助金 ⇒現状維持 平成 20 年度から導入した地区担当制等を活用して病害虫防除の実情の把握に努め、今までの情報伝達方法に加え、農業団体連合会等の組織を活用して、病害虫防除の必要性や補助事業についての周知を図り、病害虫防除の実施農家を増やし、農業環境の改善を図る。 ③埼玉東部農業共済組合補助金 ⇒現状維持
94	（仮）越谷市農業自然公園整備事業(303)	農政課	B	農産物直売所整備後のＪＡ越谷市の運営に対し、市としてどのように関与していくか。また、地産地消を推進していく上で、当直売所を活用してどのような仕組みづくりを展開していくかの検討が必要。	①平成 21 年度は、農産物直売所の展開から浮上する課題や要望等を勘案しながら全体計画の検討を行っていく。 ②全体計画に基づき、段階的整備を行っていく。	C 16	計画段階とはいえ、目的を明確にし年度ごとの到達点を明らかにしていただきたい。	●			平成 20 年度は、農業自然公園の先導的・誘導的役割を担う農産物直売所をＪＡ越谷市と連携して整備した。また、同時に直売所は地産地消推進の拠点となる施設であることから、「（仮）越谷市地産地消推進協議会」を設け、これからの直売所の運営や展開を協議・検討していく。平成 21 年度は、農産物直売所の開設を契機にその動向の把握に努め、今後の（仮）農業自然公園の整備手法の検討を通して、農業者自らの参画を促し、全体整備につなげていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
95	市民農園整備事業 (308)	農政課	B	利用率 100%であり、利用申込も抽選となるなど需要の高い事業である。しかし、近隣住民からの苦情もあり、一部利用者に貸付条件を守らない者もいるため、今後も周辺住宅の迷惑施設にならないよう、貸付条件の遵守を徹底していく。	①平成 21 年度は現行の市民農園運営管理をＪＡ越谷市に委託することの調整を図っていく。 ②多くの市民に農業に対する理解を深めてもらうために、市民農園整備計画を策定して、ふれあい農業の推進を図っていく。	B 17	農地の遊休化が進む他方で、家庭菜園を望む住民が増加することも予見される。遊休農地の所有者と家庭菜園の希望者との出会い場をつくるなど、潜在的な借り受け農園利用者の発掘と、遊休農地の積極的活用をさらに進めることを願う。	●			平成 22 年度に、現行の市民農園運営管理を、ＪＡ越谷市に委託する方向で調整を図っていく。
96	農業技術研究事業 (309)	農政課	B	研究事業の一部民間委託について、関係機関と協議を進めているが難航している。	①平成 21 年度は研究事業の一部民間委託を図っていく。 ②農業自然公園整備の取組の中での位置付けや、都市型農業の推進へどのように係わっていくかを十分検討し、農業技術センターそのもののあり方や方向性を見直していく。	C 18	越谷市の農業産業維持発展のためには、重要な事業である。事業の実施に、正規職員が７名配置されており、５～７年で人事ローテーションしている。事業内容が高度に専門的である中で、職員が入れ替わることは、事業運営上非効率な面もある。市としての企画的業務を正規職員に残し、専門的研究業務は、農業団体連合会や農業協同組合とも協力し委託化または、大学等と共同研究するなどの検討を求める。	●			養液栽培業務については、実証試験や研究に対してのニーズの低下等から、平成 20 年度は、業務の縮小も視野に入れ検討を行っている。また、農業技術センターの役割を見直し、消費者ニーズを重視した地産地消を推進するために必要な業務への転換を考え、その業務に最も適した委託先や運営方法を検討している。平成 21 年度は、委託の実施に向けた具体的な内容についての検討や委託先との協議を行い、平成 22 年度に委託の実施を目指す。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
97	農業従事・後継者育成事業(313)	農政課	B	越谷市の農業振興を図るという同様な目的を持っているが、個別に活動してるため、事業効果が充分に発揮されていない面がある。各団体の連携等による事業効果の拡大が必要である。	①越谷市担い手総合支援協議会が機能的に活動できるようにする。②認定農業者や農業生産法人の育成に取り組む。	B 19	農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちにならないよう将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握もお願いしたい。 【⑭越谷市農業団体連合会補助金】 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通し、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。 【⑮農業後継者等育成費補助金】 越谷市グリーンクラブと越谷市農協女性部への補助金であるが、両者とも農協との係わりが強く、JA 越谷市からの補助金も受けている。事業活動も見るべきものがあり、越谷市の農業発展や地産地消活動にも寄与しており、地域農業の担い手である後継者育成のためにも、行政の支援は必要と思われる。 【⑯２１世紀・越谷塾補助金】 ２１世紀越谷塾は、農業関係団体の代表者で構成されているが、そのメリットが充分生かされていると思えない。取り組んでいる事業も２１世紀越谷塾が取り組むべき事業とは思えず、「越谷市農業農村活性化推進機構の設置及び運営に関する要領」の目的に示されている「農業農村の活性化」に寄与する事業の実施を再考していただきたい。	●			農団連、グリーンクラブ、ＪＡ越谷市女性部については、本市の農業の担い手の団体としてそれぞの役割ごとに活動内容を明確化し、助成の対象も主に活動費とし、会員からも会費を徴収し、目的意識を持って活用するよう要請した。 また、畜産振興・衛生事業をメニュー化し、農団連への補助金と統合する。 21 世紀・越谷塾については、その活動内容を大幅に見直し、フラワーボックスの設置などの事業から農業振興方策の検討等に特化させ、平成 20 年度は補助金も 120 万円から 10 万円に大幅に削減した。 ①担い手育成総合支援協議会 ⇒現状維持 ②農業後継者等育成費補助金 ⇒現状維持 ③市農業団体連合会補助金 ⇒拡充 畜産振興・衛生事業と統合 ④21 世紀・越谷塾補助金 ⇒現状維持
98	畜産振興・衛生事業(314)	農政課	B	市内の畜産農家の減少等により、養鶏関係では予防接種の必要性がなくなった。養豚の規模も縮小傾向にあり、補助金の対象者が減少している。一方では、食の安全安心が求められる中で、食の生産工程における安全・衛生管理の充実も求められている。	①平成 21 年度は対象農業者が少ないため、他の農業団体との併合の意向について働きかけていく。 ②他の農業団体との併合を進め、総合的な補助金の支援に切り替え、業務の効率化を図る。	B 20	【畜産環境衛生整備事業費補助金】 （内部評価：継続）（外部評価：統合・メニュー化） 事業の必要性は認められるが、対象事業者が減少傾向にあることから、他の補助金事業との整理統合の視点で見直し、事業の効率化を検討する必要がある。	●			本事業は、越谷市農業団体連合会畜産部会において実施されていることから、平成 21 年度より越谷市農業団体連合会への補助事業と統合し実施することとする。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
99	道路管理システム事業(320)	建設総務課	B	地籍事業の進捗により、座標管理区域を拡大する必要がある。また、座標データの更新をより低コストで行う必要がある。	①②座標による登記を促すため、基準点管理区域の拡大を図る。	C 20	越谷市道路管理システムとして、道路台帳管理、路線測量成果、道路工事、測量計算、基準点・境界線などのシステムを構築している。システムに道路台帳現況平面図データ、官民境界線＋現況道路録データ、道路中心線データなど膨大なデータを保守管理していく必要があり、データ保守管理費だけで、年間数千万円のコストがかかっている。このコストに対する効果が明確になっておらず、至急、効果を明確に算定し、事業のあり方を見直すべきである。将来の国の GIS 化に備えたものとのことだが、地図データに互換性があるかについても懸念される。また、地図データ等については、民間で市販されているデータの活用も検討してほしい。	●			・統合されたシステムのため、コストに対する効果を即時に明確にすることは難しいが、各システムごとに整理を行い説明が行えるような体制をとる。また、システムの中心である地籍事業等については、不動産登記法の改正により座標値添付の義務化など基準点管理をすることが必須であり、既に適切管理されてきた経緯からも事業を継続する必要がある。 ・地図データについては、統合型 GIS との互換性を図れるように整理する。 ・民間で市販されている地図のデータの活用については、道路台帳や地籍事業の測量等各種データを管理しているため難しい。 ・データ保守管理費については、情報統計課と連携を強化し、コストダウンに努める。
100	道路台帳整備事業(321)	建設総務課	B	ﾏｲﾗｰの処理が既存のままであるため、効率的に運用がされていない。	①ﾏｲﾗｰでのデータをデジタル化し総合的な経費の削減を図る。 ②データをデジタル化することにより、将来的に各課でデータの共有を図り、経費の削減に取り組む。	B 17	地図に関する情報の必要性と利用方法を全庁的にとりまとめ、全庁で一括して必要な情報を収集することにより、全体でのコストの低減化を検討することを望む。また、得られた情報の他部門との共有化を進め、情報の有効活用を検討することを望む。	●			ﾏｲﾗｰ（ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙﾌｨﾙﾑ）の図面をデジタル化することにより総合的な経費の削減を図るとともに統合型GIS構築の基図としての活用を図っていく。
101	道路施設維持管理事業(323)	建設総務課	B	良好な道路環境をいかに持続させるかが課題であり、コスト縮減についても、単年度ごとではなく、ある程度長い期間において検討する必要がある。	①②安全・快適な道路環境を維持するため、道路占用事業者や交通事業者の協力を得て、道路の不良箇所の早期発見に努める。	B 18	<道路修繕事業> 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。	●			単価契約を結んでいる業者と協力し、道路パトロールを実施している。 平成 19 年度は、バス事業者の協力で、バス路線となっている道路のパトロールを実施した。 非正規職員については、緊急時の対応や作業内容から、正規職員と非正規職員のバランスを考慮し、さらなる活用を検討していく。
102	電線類地中化事業(レイクタウン事業地内)(333)	道路街路課	A		①②区画整理事業の進捗に合わせて取り組む。	B 18	国の方策でもあり、わが国の電線事情を改善する上でも不可欠な事業である。今後は工法を含めたコスト削減を図り、計画通り事業を終了することが重要である。			●	越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の進捗に合わせ、計画どおり事業を進める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
103	越谷吉川線整備事業（県営）(337)	道路街路課	A		①②埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。	A 20	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。			●	埼玉県と連携を図りながら事業を進める。
104	八潮越谷線整備事業（県営）(338)	道路街路課	B	国道 4 号バイパス以南の下間久里工区は供用開始したが、相生陸橋以北の西方工区については、用地交渉が難航している。	①②西方工区の早期事業化に向けて埼玉県と連携を図りながら進めていく。	B 20	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。 但し、6 年以上継続してほとんど進展がない一部用地の買収については、県との連携をより密にして、現実的な解決策を提案し、早期決着ができるよう努力していただきたい。	●			埼玉県と連携を図りながら事業を進める。
105	南浦和越谷線整備事業（県営）(339)	道路街路課	A		①②埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗を図る。	B 18	東西交通を担う重要な道路整備事業である。県とのコミュニケーションを深め、用地買収をスムーズに行うことにより、市の一般財源の追加負担を抑制すべきである。			●	埼玉県と連携を図りながら事業を進める。
106	河川施設維持管理事業 (343)	治水課	B		①②河川の清掃・しゅんせつ等を実施し、流下能力を確保し浸水被害の軽減を図る。	B 17	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	●			今後は、必要箇所を選定し、計画的にしゅんせつ、草刈等を実施することにより、より効果的な維持管理に努める。また、維持管理に関して地域住民との協働に向けた方策についても検討していく。
107	新川用水整備事業 (345)	治水課	B	既存新川は用排水兼用であり、施設の老朽化、土砂の堆積、ゴミ等の投棄による水質の悪化、悪臭等安全な農業用水の確保に支障をきたしている。先行する新川都市下水路（排水路整備）との同時整備が望ましいが、その差が年々開いており、今後どのように連動して整備していくかが課題である。	①引き続き護岸整備を行い、老朽化している既存施設を更新する。 ②新川都市下水路（排水路整備）の進捗と合わせて新川用水を整備する。既存新川の整備（用排水の分離）を進めることで、老朽化している施設の更新、水質、悪臭の改善、浸水被害の軽減等に十分効果があり、環境に配慮した護岸整備を促進する。	B 20	新川都市下水路（排水管）整備の事業にあわせ、新川用水を整備する事業である。1990 年から 2004 年までの 15 年間に 3 回の大きな浸水被害があり、新川都市下水路の整備は不可欠な事業である。また、地権者や周辺住民のために用水路整備及び緑地を整備する当該事業の必要性は認められる。 新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待する。	●			新川都市下水路整備事業（排水路整備）の進捗状況と比べ新川用水整備事業の進捗が遅れている。今後さらに、新川用水整備事業を進め、老朽化している施設の更新による水質、悪臭の改善、浸水被害の軽減、良好な景観形成等による、地域住民等の福祉の増進を図る。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
108	排水路施設維持管理事業(349)	治水課	B	地域住民の高齢化や水路整備に伴う暗きょ化により、水路の清掃が出来なくなってきており、市への依頼は年々増加する傾向にあるが、地域で出来るものは地域で行ってもらう必要がある。また、水路等は、経年変化による勾配不良から排水の滞留発生箇所が増加している。修繕については、人為的な原因による破損箇所も見受けられる。	①地域住民の清掃要望等は年々増加傾向にあるので、事業費の拡大を図る。 ②自治会（日曜）清掃等の地域住民による清掃活動を支援する。浸水箇所については、定期的な清掃や改修を行い、浸水被害の軽減に努める。	B 18	<排水路等清掃委託事業> 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	●			住民の高齢化に伴い、地域による清掃活動が困難となりつつあり、清掃要望についても増加傾向にある。今後、安全管理センターの活用を図り、事業費の抑制を図る。
109	都市防災河川等整備事業(355)	治水課	B	今後の事業展開について、施行ルートの選定、整備手法、整備グレード等慎重な検討が必要。	①②平成 19 年度に事業の見直しを行い、整備ルート、整備手法等の検討を行った。今後の事業について、さらに具体的な検討を進める。	C 20	水路を利用して、消防用水や生活用水として利用できるよう河川整備を行う事業である。越谷の豊かな川を利用し、安心・安全な都市形成をする意義は認められる。総合振興計画では重点計画に指定されているが、平成 19 年度～20 年度においては、整備は進められていないのが現状である。事業効果を、住民にもわかりやすく提示していただくことを希望する。	●			・平成 19、20 年度に整備手法や既計画ルートの見直し等を行い、震災対策、治水対策を踏まえ、導水路の整備計画を作成した。 ・住民への事業の PR として、平成 18 年度に整備完了した須賀用水-間久里ルートに事業の案内板を設置する。
110	受益者負担金・使用料徴収業務費①(360)	下水道課	B	受益者負担金は減少傾向にあり、現年度分に比べて滞納繰越分の収納率が低い。	①②滞納繰越分については、未納者の追跡調査を実施し、収納を図っていく。	C 18	受益者負担の回収率は現年度が 96%であるが、過年度は、金額的には低くなっているが 1%程度と極端に低い。回収方法の工夫が必要である（使用料に上乗せしてリース料として徴収するなど）。回収コスト（人件費，システム費）が 13 百万円かかっており、採算性を改善する必要がある。	●			受益者負担金の滞納繰越分の徴収については、督促・催告に併せて積極的に家庭訪問し納付指導等を実施している。また、現年度分の収納強化を図り、滞納繰越額の減少に努めている。
111	公共下水道情報管理システム事業(362)	下水道課	B	整備した情報データの有効活用を図る。	①大地震の被災時における重要管渠の選定や管渠図を作成し、災害に備える。 ②下水道情報管理システム内にある管渠情報をホームページに掲載し、利用者への利便を図る。	C 20	公共下水道情報管理システムの必要性は認められる。しかし、これまでのＩＴ投資額は 3 億円を超えており、以下のような課題が考えられる。 ・システム構築の内訳が明確になっていない。 ・保守費の算定根拠が不明確である。 ・情報システムの関連図等がなく、システムの構成が不明確である。 ・情報システム調達時に、情報システム部門等他部門との連携がなされてない。 このため、システム調達におけるコスト削減や品質向上の視点から、改善の余地が大きいと思われる。ＩＴ化にあたり、ＩＴの専門部署である情報統計課との連携を強化すべきである。	●			・情報システムの構築やその具体的内容を、一覧表等により明確にする。 ・システム保守管理委託やシステム改良委託等において、情報統計課との連帯を強化していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
112	管路施設維持管理事業(364)	下水道課	B	管路等の状況把握が不十分なことから、計画的な維持管理実施が難しい。	①TV カメラ調査や巡視点検を実施し、早期に異常個所を発見・対処することで安全性向上を図る。 ②管路施設全体の状況把握を早期に行い、維持管理計画を策定し効率的な維持管理を図る。	B 20	公共下水道を利用する住民の快適な生活確保や事故防止を図るために、当該事業は必要であると認められる。ただし、事業費が多額となるため、今後とも一層のコストダウンを図ってほしい。成果指標として修繕箇所数や清掃実施件数をあげられているが、事業目的に沿って管路施設の機能維持を表す成果指標を設定すべきである。	●			・コストが割高になる小規模修繕や清掃業務について、事前調査等の結果を踏まえ、一括発注することによりコストダウンを図る。 ・事業内容の見直しを図る。 ・管路施設機能維持を表す成果指標の設定を行う。下水道管が原因となる道路陥没をなくす。下水道管の閉塞事故をなくす。
113	ポンプ場施設維持管理事業(365)	下水道課	B	ほとんどのポンプ場で設備の耐用年数が経過し、部分的な設備故障は修繕等で対応可能であるが、大規模な故障に対しては、部品の保管保障期間が過ぎて交換部品がないため対応ができない。	①平成 21 年度は、20 年度に引続きポンプ場の遠方監視制御装置の改修を進める。 ②各ポンプ場の状態を調査確認し、改修優先度や効率性を考慮した改修計画を策定する。	B 16	委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図られたい。	●			・委託範囲拡大の検討を行う。 ・個々で行っていた汚水・雨水ポンプ場の管理委託を合わせて発注し、効率的に管理することによりコストダウンを図る。 ・事業内容の見直しを図る。
114	管路改修事業(370)	下水道課	B	管路改修計画に沿った改修実施が難しい。	①管路改修計画に沿い、予算化、改修工事を実施していく。②平成 26 年度までに、施設の機能維持や延命化、通行等の安全を図るために、老朽管（コンクリート）の改修を進める。	C 18	下水道の施設（管路）は、初期投資から３０年以上経過しており、大規模な改修工事が必要な時期に来ている。市全体の管路の改修計画を早急に策定し財政計画へ織り込んでいく必要がある（１０～２０年）。一般会計からの操出金も多額になっており、下水道事業の採算性を見直す必要がある。法適用も検討すべきである。	●			平成 18 年度に策定した 30 年を超える管路の改修計画に加え、管路全体の改修や長寿命化の計画策定を進める。
115	営繕管理事業（公共施設維持管理システム）(372)	営繕課	B	事業目的がシステムの完成にあるのではなく、各施設の長期的保全計画の作成にあることから、その体制づくりが必要である。	①②システムの考え方及び各施設台帳の調査項目を見直すことで、経費の削減を図るとともに、当システムの早期完成を目指す。	C 19	事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。 システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整備する必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	●			平成 20 年度は、各施設情報の収集を行うとともにデータベース化を図り、平成 19 年度に構築した「越谷市公共施設維持管理システム」運用の準備を進めている。 平成 21 年度には、各施設情報の拡充を図るとともに各施設情報の収集が完了している施設所管課においては、システムを庁内 LAN 上から活用出来るように、現在部分運用を図っている。 さらに、施設維持管理について、適切な保全及び計画的な営繕を行えるように長期保全計画の早期策定に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
116	都市計画図書等作成事業(376)	都市計画課	B	都市計画支援システムによる地図の部分印刷の窓口サービスについては、平成 20 年度 4 月から実施しているが、あくまでも参考資料提供というサービスである。情報化社会の進展に伴う市民ニーズに対応するため、ホームページ上で提供できる都市計画情報の充実が課題になっている。	①引き続き都市計画図等の頒布（販売サービス等）を行う。また、都市計画支援システムによる窓口での地図の部分印刷サービスについては、平成 20 年 4 月から実施しており、あくまでも参考資料提供というサービスであるが、窓口要求が多いことから、引き続きこのサービスを行う。 ②情報化社会の進展に伴う市民ニーズに対応するため、都市計画図等の情報がホームページ上で提供できるよう検討する。	B 17	<地図印刷事業> 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討願う。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。	●			都市計画図等の有償頒布価格については、原価に見合った負担の検討を行い、平成 18 年 2 月に改定を実施した。地図の基となる地形図（「基図」という）の修正については、概ね 5 年ごとに実施している。コスト削減の具体策として、平成 20 年度は、航空写真撮影を資産税課との共同で実施。平成 21 年度は、基図の更新のため、都市計画基本図作成業務を行い、地図全般の印刷を行う。なお、将来の庁内統合型情報システムの構築に伴う基図データの相互利用等については、今後、関係課と検討を行う。
117	都市景観推進事業(377)	都市計画課	B	公共サインの整備等については、平成 18 年度事務事業評価外部評価において、その必要性は一定の理解をいただいている。しかし、現段階としては、緊急性が高い事業でないとされ、当事業を単独で実施するのは、財政的にも厳しい状況にある。このため、今後、未整備箇所については、他事業との併合整備などによる整備推進及び整備の優先順位を考え進める必要がある。	①当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの設置を最優先に、他事業との併合整備などにより順次整備推進を図る。また、既設サインについては、案内地図等の時点修正など、修繕を行い、維持管理に努める。 ②中長期的な取組として、今後の第 4 次総合振興計画実施計画の中で、改めて公共サイン整備について、優先順位を設定し、その年次整備計画を基に整備推進を図る。また、今後の越谷市の景観計画策定については、別途新規事業として取り組む。	C 18	公共サインの必要性は認められる。但し、緊急性がある事業ではなく、当事業を単独で実施するのは財政的な制約を受ける。新たな公共施設の設置や、既存施設の改修、補修計画にあわせ、優先順位を付けて計画的に整備する必要がある。都市景観推進事業として、市全体の実施計画に基づき設置計画の抜本的見直しが求められる。	●			公共サイン計画は、‘分かりやすいまちの構造をつくる’ための手段として、公共施設への案内・誘導サインの整備を目的としている。特に、歩行者系サインについては、情報拠点を骨格として公共施設等の著名地点や周辺地の案内・誘導を実施している。ところが、他市からの来訪者等が多く利用する鉄道駅については、未整備箇所があるため、当面、情報拠点となる鉄道駅の大拠点サインの設置を優先に、他事業との併合など順次整備を進める。また、既設のサインについては、案内地図の時点修正など、維持管理に努める。さらに、景観法に基づく所与の手続きを進めていく中で、今後、本市の都市景観形成基本計画の改訂時期に併せて、当該マニュアルについても見直しを図る。
118	建築審査会運営事業(383)	都市計画課	B	建築審査会の独立性を確保するため、平成 18 年度より、審査会事務局を都市計画課に置いて取り組んでいる。建築審査会は、法律の規定に基づき、同意、裁決、建議等を行う機関であり、委員による調査審議が円滑に実施されることが求められている。今後とも事務局運営において、事務処理の効率を図っていく必要がある。	①年間の開催予定を設定し、委員の日程調整等連絡事務の軽減を図り、また、複数案件の一括開催など、審査会事務の効率を図る。 ②審査請求等の事務は、特に迅速かつ効率的な運営に資するため、各建築審査会相互の課題共有や情報交換を行うほか、特定行政庁や建築主事等の処分を所管する建築住宅課との緊密な連携に努める。	B 20	建築審査会は、専門的な知識を有する弁護士や学識経験者等から組織する第三者機関として組織され、また、事務局も建築住宅課から独立した都市計画課が担当しており、適切に運用されているといえる。 成果指標として、審査会の開催回数を設定しているが、案件処理件数等業績を示す指標を設定する工夫が必要である。また、審査会の開催効率を更に高める努力を期待する。			●	事務局として、委員の委嘱等組織に係る事務や会議開催に係る事務を取扱い、円滑かつ効率的な組織運営を行う必要がある。このため、年間の開催予定日を設定し、委員の日程調整等連絡事務の軽減を図るほか、可能な限り複数案件の一括開催など、審査会事務の効率を図っている。なお、成果指標を開催回数から付議案件等処理件数に改め、分かりやすくした。引き続き、特定行政庁や建築主事等の業務を所管する建築住宅課との連携に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
119	東越谷土地区画整理事業(386)	市街地整備課	B	工事や移転補償交渉を実施するため、財源の確保と課内の柔軟な職員配置が必要である。	①②平成 20 年度から新たな財源として、まちづくり交付金を活用する。また、職員配置についても、各グループ間で柔軟に取組んでいく。	B 18	すでに全事業費の 8 割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成 20 年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	●			平成 20 年度から新たに国庫補助金を導入できたが、事業計画の変更を行い、事業期間を平成 23 年度までとした。また、正規職員の削減についての調整を踏まえ、平成 21 年度から削減する予定である。
120	七左第一土地区画整理事業(387)	市街地整備課	B	平成 19 年度実施計画を見直した。結果、国庫補助対象事業が平成 20 年度でほぼ施行済みとなる。	①②平成 20 年度は事業計画の変更を行い、事業期間を平成 23 年度までとし、新たに、平成 21 年度はまちづくり交付金（第二期）を計画申請していく。			●			平成 20 年度に事業計画の変更を行い、事業期間を平成 23 年度までとした。今後については、平成 21 年度まちづくり交付金（第二期）を申請し、市実施計画を踏まえて事業完了に向けた準備を行う。
121	緑化推進事業(390)	公園緑地課	B	一部の市民には苗木の配布事業が浸透しているが、アンケートの集計によると、リピーターの市民の方が多く、今後、苗木の配布事業を知らない市民に対して、広報活動を強化する必要がある。	①苗木の配布時のアンケートによる育成調査を平成 18 年度より始めており、平成 21 年度についても同様に調査を継続するとともに、緑化に対する意識を啓発する。 ②緑の基本計画に基づき緑化を推進するためには、今後も苗木配布を継続し、併せて緑化意識の向上を図る。	B 16	緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人件費削減の余地あり。苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。	●			春と秋の緑化月間に合わせて苗木の無料配布を行っており、毎年多くの市民の方に参加していただいている。4 月下旬と 10 月下旬の苗木配布については、市職員により配布しているが、5 月 5 日の子供の日に行われる野鳥の森フェスティバルでは、市職員ではなくボランティアの越谷市造園業協会の方々に協力を仰ぎ、コスト縮減を図っている。 また、本事業を知らない市民もまだまだ多いことから、今年度より毎月発行の広報への掲載に併せ、公園緑地課ホームページにも掲載し、更なる周知を図っている。
122	公園施設維持管理事業(391)	公園緑地課	B	維持管理業務のアウトソーシング	①昨年度制定した「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が進められているが、更なる普及に努めていく。 ②引き続き要綱の普及に努めていくとともに、業者に委託していない部分についても委託し、アウトソーシングを図っていく。	C 16	管理委託から指定管理者制度への移行および職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要。市は住民からの苦情・要望受付と、運営管理を主に行う。・維持管理事業の活動結果指標、成果指標は、コストを配慮した設定としていただきたい。	● ★			平成 19 年に策定した「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、自治会やボランティア団体による公園維持管理活動が始まっており、コスト縮減が図られるようになった。さらに、平成 20 年度には公園施設維持管理費の増額により、従前委託していなかった 3 箇所の公園についてもアウトソーシングを実施したため、現業職員の公園管理に関する業務量が減少しつつある。今後も、アウトソーシングに適切に取り組みコスト縮減に努めていく。 また、今後の維持管理事業の成果指標については、コストを考慮した指標を検討していく。
123	画像情報システム事業(401)	開発指導課	A			B 20	画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。	●			システム機器は、平成 21 年度に賃貸借契約の期間終了になること、機器が老朽化し、故障時の部品供給が難しくなることから、PC 機器等の更新が必要である。その更新に当たっては、複数社からの提案を受けるなど見積の妥当性、根拠の検証等を行い、更なるコスト縮減に努めている。 平成 21 年度はシステム機器の更新に伴い、既存データの移行が必要となるが、データ移行業務についても業務内容の検証を行い、コスト縮減に努める。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
124	開発行為等に係る事業 (402)	開発指導課	A			B 18	開発許可は市（特例市）の行政指導であり、正規職員１４名（前年より１名減）で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が 1000 件程度ある。　しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないか。入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。			●	民間業者又は市民からの開発行為や建築行為等に伴う、まちの整備に関する条例等に基づく諸申請に対する事務手続き業務、都市計画法による許認可事務であり、窓口における指導、説明責任、提出書類に対する判断等を伴う業務であることから、行政自らの人員体制が必要であり臨時職員での対応は困難である。 なお、画像情報システムへのデータ入力業務等については、臨時職員で対応しており、業務の効率化を図っている。
125	建築指導業務事業 (403)	建築住宅課	B	建築物所有者及び管理者の違法意識の低下	①現場パトロールでの現地指導や、建築物等所有者及び管理者に対する事前の情報提供と合わせた指導の強化を図る。②違反建築主や、定期報告対象建築物等の所有者及び管理者の遵法意識の高揚による成果の向上を図る。	B 20	建築確認については、大きな問題はないと考える。　定期報告対象建築物については、昇降機に関する報告率と、その他施設に関する報告率を個別に捉え、実態を把握したうえで報告率向上のための対策を検討する必要がある。	●			現場パトロール等の強化を行い定期報告対象建築物等の所有者及び管理者の実態把握に努め、パンフレット等の配布を行いながら遵法意識の高揚を図る。
126	市営住宅施設管理事業（住宅対策事業共） (405)	建築住宅課	B	一部業務内容を見直すことによってコストの削減を検討する。	①法的に義務付けられた施設管理事業等であり、施設の安全・住環境の維持を図る。 ②施設の安全・住環境の維持を図る上で必要不可欠であるが、一層のコスト削減の検討を行う。	B 18	市内の公営住宅は、市営 197 戸・県営 644 戸の合計　841 戸あり、世帯数の 0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持してるといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」（平成 15 年）に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成 20 年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付の検討を前倒しで実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。	● ★			平成 22 年度を目標に、市営住宅管理業務を指定管理者制度へ移行するために準備を進める。
127	住まいの情報館施設管理事業 (406)	建築住宅課	B	関連事業を併用するとともに老朽化した設備の更新の検討が必要。	①今後も関連事業と併用し、住まいの情報館の来場者の増加を図る。 ②展示設備の更新等を検討する。	D 16	耐震性・耐久性・耐火性および省エネルギーと高齢者等に優しい住宅についての情報提供の重要性は高いが、立地・展示品の旧式化、利用者数低迷等から有用性および妥当性に問題がある。成果指標には、当活動の結果が実際の建築設計に結びついた件数を反映していただきたい。現状設備の処分と併せ、新たな普及啓発の方法を再検討していただきたい。	●			関連事業との併用により、住まいの情報館の来客数は増加している。さらに、住まいの相談会等を開催し、建物の建替えやリフォーム時における、安全・安心に関する情報提供を行う住まいの情報館とすることにより、来客数の更なる増加を図るとともに、展示設備の更新や延命化を図る。また、建築設計に結びついた件数を成果指標に反映させることは、調査コストの多大な増加に繋がるため反映は出来ない。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
128	市営住宅施設改修事業（耐震対策事業共）(407)	建築住宅課	B	老朽化した施設・設備の改善や手法をどのように進めていくか検討が必要。	①維持管理に関しては、平成 22 年度からの指定管理者制度の導入に向けた準備を進める。 ②第 4 次総合振興計画内で建替え等に関して、協議を行う。	B 20	長期的な市営住宅施策のもとに、低所得者、母子家庭を対象とした福祉政策との関連を考慮し、事業計画を策定する必要がある。	●			老朽化した市営住宅の施設・設備の改修・改善手法について、今後策定する第 4 次総合振興計画のなかで検討を進める。
129	木造住宅耐震改修促進事業(410)	建築住宅課	B	補助制度のＰＲ不足	①補助制度のＰＲ方法等の再検討を行う。 ②より多くの所有者が活用できる制度を検討する。	B 19	事業として開始されて間がなく、住民に対して制度を積極的にアピールし、より多くの活用を図っていただきたい。	●			定期的に広報紙による事業のＰＲや地区相談会の開催及び地区防災訓練時での耐震改修に関わる相談コーナーの設置をしており、今後も更に事業の普及活動に努めていく。
130	住宅融資事業(411)	建築住宅課	B	民間の金融機関においても、金利の自由化により低利の融資が行われるようになり、公的融資制度の利用率は低下している。	①制度のＰＲや制度の効率を図る。審査会の簡素化を図る。 ②一部代替できる制度があるか、さらに融資制度の改善をし、事業の見直しを図る。	C 18	住宅融資事業には３つの異なる目的の事業が含まれている。高齢者の専用居室の増改策と浸水住宅の改良は、ニーズが減少しており、取扱い件数、残高ともに僅かであり、廃止を含めて見直しが必要である。勤労者住宅は一定のニーズがあり、維持することに効果がある。今後は、耐震改修を含めた住宅政策の中で、融資事業のあり方について、必要性の有無、市民に利用しやすい制度を検討する必要がある。預託金方式の見直しも必要である。	●			制度のＰＲや制度の効率化、審査会等の簡素化を図るなど、融資制度の改善・見直しを進め、より市民にとって利用しやすい制度となるよう努める。
131	市立病院繰出金(412)	市立病院庶務課	B	地域医療の基幹病院としての役割を果たせるよう、経営の健全化を図りつつ、診療体制の整備及び充実に努める。	①②平成 21 年度には、医業外収益における他会計補助金を削減することを計画している。	B 18	病院の経営状況を救済するような印象を受ける一般会計からの繰出ではなく、繰出金のルール化を早急に協議し、市立病院財政・経営の健全化に一層努めてほしい。経営健全化委員会が設置されているとのことであるが、職員のアイディアや他病院の成功事例を参考に、支出削減策、収入の増収策を検討し、独立採算経営を目指し積極的に取り組まれるよう期待する。	● ★			「市立病院経営ビジョン」中期経営計画に基づき、「収益確保対策」「費用削減対策」「管理運営体制の強化」「医療サービスの質の向上」等、経営改善に向け取り組んできた。また、地方公営企業法第 17 条の 2 に基づく負担金・補助金について市と協議を行い、ルール化を図った。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
132	小・中学校図書整備事業(427)	総務課	B	学校図書館の更なる充実のために、新刊の整備だけでなく劣化が著しい図書の更新が必要である。	①各学校で教育内容に適した図書の選定を進めるとともに蔵書管理を徹底し、学校図書館の充実を図る。 ②全校が蔵書整備率 100%を達成する。	B 20	図書ボランティアの活用は評価できる。図書ボランティアや各学校の図書主任間の情報連携をさらに進め、必要となる書籍の選定の精度を向上させる取組が必要である。また、保護者の協力を得て各家庭に書籍の寄贈を求めるなど、経済的な蔵書充実に向けた検討を願う。さらに、蔵書の利用率、回転率についても把握し、図書館の利用促進に向けた取組と連携することが必要である。	●			図書の整備に当たっては、図書館管理システムの統計管理機能を活用することにより、児童生徒の読書傾向を把握する。そのデータを参考に図書選定を進めるとともに、計上された予算の執行時期に留意し児童生徒への還元を早めることにより、学校図書館の充実を図っていく。
133	小・中学校備品整備事業（教材等整備事業含む）(429)	総務課	B	新たな教育内容や指導方法にあった教材の整備充実	①教育環境の一層の充実を図るため、新たな教育内容や指導方法にあった教材・教具の整備を検討する。 ②備品管理の一元化を推進し学校間での備品保有情報の共有を図ることにより、備品の有効活用を進める。	B 16	<教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理の IT 化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。	●			学校教育における備品の重要性に鑑み、教育方法や指導方法に適した教材の整備と学校間の備品の均一化を進めるとともに、平成 21 年度から移行措置（先行実施）が始まる新学習指導要領に基づいた教材・教具の充実を図る。 また、学校備品管理システムを導入し、既存の紙台帳から電子データによる管理へと移行することにより、より一層の管理の効率化を図る。
134	小・中学校施設耐震化事業(431)	総務課	B	事業を行うための財源確保及び積極的な事業の前倒しによる実施を図る。	①事業の円滑な実施を図るため、国庫補助金等の財源確保及び積極的な事業の前倒しを図る。 ②児童・生徒数の推移や施設の老朽化に伴い早期に的確な新増改築計画を立てる。	B 20	学校施設は、災害等における市民の避難場所でもあり、市民の重要関心事である。耐震化計画についての積極的な広報を通じて、市民の意見を全庁的な耐震改修促進計画に反映させる努力が求められる。	●			学校施設の耐震化については、平成 27 年度完了を目標としているが、学校施設は多くの児童生徒が学ぶ場所であり、また、災害時には市民の避難場所にもなるため、法改正により拡充された補助制度等を活用し、財源の確保を図りつつ、積極的に事業の前倒しを行っていく。また、学校施設の耐震性等の公表については、地震防災対策特別措置法第 6 条の 2 の規定に基づき公表を義務付けられているが、越谷市においては、今年度の第二次診断の結果を反映させ、平成 21 年度に公表を行う予定である。
135	科学技術体験センター施設管理事業(434)	総務課	B	平成 13 年度開館以来、来館者が安全で安心して利用できるよう施設の維持管理を行っている。今後は来館者の確保と拡充を図るため、開館日の増・開館時間延長等を検討し、今以上の住民サービスの提供を行う。	①公の施設の管理運営については、自治法の一部改正に伴い民間企業へ委ねることが可能になったことから、そのあり方及び移行に向けた調査・検討を行い事務手続きを行う。 ②調査のうえ、指定管理者制度の導入を検討していく。	B 18	市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定めたうえで指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。	●			現状の課題を踏まえつつ、部分委託化等も含めた改革改善方策を検討する。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
136	人権教育推進事業（学校教育）(440)	指導課	B	人権教育研修会の量的・質的な向上を図る。	①②人権問題の多様化に対応するため、研修会の回数を増やすとともに、外部指導者との連携をより深めるよう各学校にはたらきかける。	B 20	事業名称が同和教育から人権教育へと変わり人権教育推進の事業内容が変化してきている状況の中で、同和問題に重点を置いた教育から内容を拡大して対応する必要がある。配布するパンフレット等についても、市が実施されている状況調査の結果を踏まえ、現状に合わせた内容としていただきたい。 現在市として取組まれているさまざまな活動を、事務事業評価表に反映させていただきたい。	●			人権教育への対応として近年多発してきている携帯・インターネットメール等を用いた「いじめ問題」や「ネットモラル問題」等についても越谷市の実態に即した回数や内容で研修会を開催する。また、人権教育リーフレットの作成に当たり、いじめ問題等も内容に入れて作成する。
137	副読本等整備事業(441)	指導課	A		①②副読本については、教育指導の充実を図るために不可欠である。そのため、今後も無償配布は必要である。	A 20	現役の先生方の参加による市独自の副読本の編集活動は、評価に値する。今後は、独自に編集する副読本と、一般に出版されている教科書を活用するものとを授業の科目によって見極め、副読本編集にかける作業の効率化も検討する必要がある。			●	統計データ等の変化が早い資料やデータベース化した方が効率的に活用できる資料については、紙ベースの副読本ではなく電子データに置きかえて無償配布していくように努める。これにより、副読本編集にかける作業の効率化を図る。
138	臨時教職員配置事業(452)	学校課	B	重度障がいのある児童・生徒の普通学級への就学が増えており、引き続き特別支援教育支援員(補助員)の配置をするとともに配置日数及び時間の延長を検討する必要がある。	①②さらなる制度の充実に向けて検討したい。	B 19	学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。 しかしながら、重度障がい児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。 市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。	●			欠員補充等の県費臨時的任用教職員配置までに係る市費負担については、児童生徒の学習活動への支障を最小限に抑えるため、今後も同様の対応を継続する必要がある。 特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援員配置については、配置時間や賃金等の工夫・改善に努めるとともに、機会があるごとに国・県に対して県費による配置要望を継続していきたい。
139	入学準備金貸付事業(454)	学校課	B	経済状況から他の融資が困難な世帯への貸付制度でもあり、継続は不可欠と考える。新システムへの移行により、従来の紙台帳及び台帳作成、消し込み、システムによる二重管理がなくなることから、未納者対策、償還率の向上を図ること並びに制度全体の見直しの検討を行う必要がある。	①②貸付条件や償還開始時期等の検討	B 19	進学を希望する生徒に公平に場を与える当該事業の意義は高いと思われる。 しかしながら、貸付額の未償還額が年々増加しており、抜本的な債権回収に取り組むことが急務である。 医療費、給食費等、他の債権回収とあわせ、効率的なルール作りをすることも考えられる。	●			制度の周知及び利用促進のため、市内中学 3 年生の全保護者へ 9 月にパンフレットを配布した。 貸付金の財源となる償還金の回収については、未償還者への文書催告と電話催告を引き続き行い、未償還金の回収に力を入れる。併せて、今年度より新規償還が始まる対象者に、予め償還開始の通知を 6 月に行うことによって、円滑な償還を促進した。
140	校医及び薬剤師運営事業(456)	学校課	A			B 20	学校保健法に基づき、学校に校医・歯科医・薬剤師を配置する事業で、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、委嘱している。校医等の職務は「執務状況調査一覧表」で報告を受けているが、医師会等ともさらに連絡を密にし、今後とも校医等推薦にあたっての協力を継続的に得て、児童・生徒の健康管理に資していただきたい。	●			学校医等の配置については、今後も健康診断時の様子や執務状況の実態を把握し、関係する医師、歯科医、薬剤師の三師会と十分協議を重ねながら適正配置に努めていく。なお、今後も医師会等の協力を得ながら、継続して児童生徒の健康管理を行うとともに、快適な学習環境の維持・管理に資していきたい。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
141	教職員健康管理事業 (457)	学校課	B	○人間ドック受診者を含む有所見率の算定及び特定健康診査対象者の健診結果の把握 ○メンタルヘルス対策及び生活習慣病対策	①平成 21 年度は人間ドック受診者を含む健康診断結果及び特定健康診査結果の有所見率を把握して、教職員の健康状態の把握と課題の分析を図っていく。 ②人間ドック受診者を含む健康診断結果及び特定健康診査結果をより正確に把握するために、保険者と調整しながらデータの電子化を目指し、分析調査の実施を図っていく。	B 20	教職員の健康管理は特に重要であるが、定期的な健康診断や特定健康診査結果を一元管理し、健康管理に役立てる情報管理の仕組みを作り、健康状況の分析に取り組まれることを期待する。 なお、メンタルヘルス面での取組については、産業医とも連携し、制度や仕組みにこだわらず、身近で信頼関係のある者に相談できるようにするなど、積極的な対策をしていただきたい。	●			・保険者（公立共済組合）より、保険者指定機関の人間ドック受診者の健診結果を収集するための方策を検討する。これを定期健康診断（集団健診）受診者の健診結果と一元化し、教職員の健康状態、有所見項目等の傾向をより正確に把握し、課題を分析していく。 ・メンタルに関する自己診断アンケートを提供し、体のみならず個々の心の健康管理を支援していく。
142	児童生徒健康管理事業 (458)	学校課	B	効率的なデータ管理をするためのＯＡ化、また、有所見者への対応等について検討が必要である。受診者率の達成度の向上。	①②事務処理システム化の検討	B 20	心臓健診、検尿、検便、結核等の健診・検査を行う事業でる。児童・生徒の健康管理は家庭の義務であり、定期健診を学校として実施すべきかどうかという議論もあるが、疾病の早期発見に寄与している面もあり、保護者と協力して早期発見治療に努めていただきたい。これらの健診結果を効率的に管理するシステム化を検討し、検査結果等を分析し、専門家の協力を得て、予防対策につなげることを検討いただきたい。	●			児童生徒の健康診断結果（有所見率等）を調査により把握し、課題を分析し、児童生徒の健康管理について、学校（家庭）への指導・支援を行っていく。
143	健康教育推進事業 (459)	学校課	B	原則は任意加入となっているが、公立学校の児童生徒の加入は概ね 100%である。事務処理の効率化が必要である。	①②学校給食管理システムと連携し、徴収、給付事務の一元管理の検討	B 20	スポーツ振興センターへの児童生徒の学校管理下での事故等に対する給付保険であり、掛金の半額を市が負担することは妥当と思われる。しかし、掛金の現金徴収を教員が扱っており、負担軽減のためにも、料金徴収、給付等の事務の効率化が必要と思われる。なお、保険給付申請状況等を分析する事により、事故発生情報の把握が可能となる。分析結果を教育現場にフィードバックし、安全対策に生かす仕組みを確立していただきたい。	●			給食費の徴収事務と併せて、システム化を図っていく。教育委員会総合システムの一部としての学校給食管理システムの構築が必要となっており、今後関係課と調整を行っていく。 スポーツ振興センターのオンライン請求システムの導入を検討。統計情報を活用することにより安全対策を図っていく。
144	給食センター施設管理事業 (463)	給食課	B	学校給食を継続提供するために、衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な運営が求められている。	①②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、安全と衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。	B 17	安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。	●			給食調理施設としての機能を維持するため、施設・設備の保守点検を行っている。また小中学校の夏季休業中に日常ではできない調理器具等の総点検作業を行うなど、施設を適切に管理するとともに、安全・衛生面の充実を図っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
145	給食センター施設改修事業(464)	給食課	B	学校給食を安定して継続提供するために、安全・衛生管理の強化が求められている。経年により老朽化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。	①②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため必要な財源確保を図るとともに効率的・合理的な運営に努める。 衛生的で安全な施設運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから、順次改修する計画を立てていく。	B 20	市内 45 校の給食を供給する 3 つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器・設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。 さらに、成果の指標が、改修・修繕の実施件数／全体計画件数となっているが、適切な機器・設備の買い替えや清掃・定期点検を行い、改修・修繕の実施件数・コスト減を図ることも重要である。	●			3 つの給食センターとも開設・改修より相当の年数が経っており、施設・設備や調理機器の修繕・改修工事が必要になってきているが、できるだけ長期間使用できるように定期点検等を実施するとともに、緊急性・必要性の高い順に修理・修繕を行っている。今後財政状況等も考慮した総合的な管理計画を立てる中で、施設・設備の更新・改修・修繕を進め、安定した給食調理業務に努める。
146	学校給食調理事業(旧学校給食内容充実事業)(467)	給食課	B	飽食の時代とも言われている現在、子供たちに対する食育が求められており、指導の方法が課題となっている。また、食に対する「安全・安心」の確保が急務となっている。	①②郷土料理・地場農産物を積極的に活用していく。学校給食を「生きた教材」として活用するため、給食時間を中心に学校訪問を実施する。埼玉県でも平成 18 年度からは単独調理校への、平成 19 年度からは給食センターへの栄養教諭の配置が一部始まっており、食指導のための質の充実に努めていく。	B 17	学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもとづく残食率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。	●			関係機関との連携を図りながら、新たな地場農産物の使用と量の増加を図り、学校給食の「生きた教材」として活用する。 朝食欠食の率を平成 23 年度までに小学校で 1.0%(平成 18 年度 1.5 %)、中学校で 1.0%（平成 18 年度 4.8 %）まで減らす。食事の必要性・重要性を啓発し、残食率の低下を図る。 食材費、光熱水費の高騰の中、創意工夫で 1 食あたりの経費の節減に努める。
147	衛生管理事業(468)	給食課	B	食に関する安全確保は国の施策として整備されるものであるが、検査体制の水準の向上が必要である。	①②国・県の動向を注視しながら、衛生管理の徹底に努める。保健所、薬剤師などの外部からの衛生監視を積極的、定期的に実施する。	B 20	国や県の指針・基準に基づき、必要不可欠な衛生管理を実施している事業である。学校給食の衛生管理の徹底を図るため、引き続き、国や県の指針・基準などの動向に注目しながら衛生管理に努めてほしい。	●			安全・安心な給食の提供の根幹に係わる事業であり、国や県の指針・基準に合致するよう衛生管理の徹底を図るとともに、あらゆる場面で職員への研修を実施していく。
148	給食扶助事業(471)	給食課	B	現下の経済・雇用状況を反映し、申請・認定者は増加する見込みである。また、4,000 件を超える申請に対して手処理で事務を行っているため、電算化システムを構築して効率化を図る必要がある。	①業務の効率化を図る点から、平成 20 年度は予算を小学校費・中学校費の就学援助事業に統合した。 ②平成 20 年度に就学援助システムの構築が予定されているが、教育総務部として総合的な見地から給食管理システムを含めた電算システムの構築を目指す。	B 20	小学校・中学校の就学にかかる業務を総合的に管理する「教育委員会総合システム」を計画中とのことである。住民基本台帳と学齢簿の管理を統合するなど、市民窓口の一本化、業務の効率化の観点から大いに期待する。 また、就学援助制度の情報システム化を進めており、給食扶助費も就学援助システム（学校課管理）に一本化されることも評価できる。 当該事業は、就学援助制度が実費で援助世帯に振り込む関係上、学校給食費を給食課で把握せざるを得ず、「教育委員会総合システム」完成までは、現行通り継続する必要がある。	●			就学援助の申請が 4,000 件を越える中、就学援助システムの電算化を行い、事務処理の効率化を図っている。また、就学援助受給者を含めた給食費未納対策には、教育委員会総合システムの一部としての学校給食管理システムの構築が必要であり、今後全庁的な未納対策と併せて検討していく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
149	社会教育団体支援事業(476)	生涯学習課	B	市民の要望を取り入れた魅力ある活動となるよう、事業内容を見直していく必要がある。	①②平成 21 年度は事業内容を見直して、活動の活性化を図っていく。	B 19	【⑰連合婦人会助成金】 当該事業の有意性は認められる。 今後、社会教育団体が自主的・主体的に事業展開できるように健全かつ適切に都度、助成額を見直しながら支援することが重要である。	●			地域の生涯学習・社会教育の振興において、当該事業の有意性は認められているが、社会教育団体が目的遂行のために事業活動を自主的・主体的にできるよう、また、健全かつ適切に事業展開が図れるよう支援を行っていきたい。
150	文化総合誌「川のあるまち」発行事業(478)	生涯学習課	B	購読者の固定化、高齢化が見られる。若年層の購読もあるものの、多くの市民に受け入れられるよう PR を図る必要がある。	①事業は、広報誌、ポスター・ホームページでの周知に加え、若年層への周知に向けて広報手段を検討する。 ②幅広い層の方に購読していただけるように、他市を参考にして紙面水準の向上を図る。	D 16	民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るに留めていただきたい。市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい。宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい。	●			・平成 17 年度発行分から誌面 1 ページ当たりの掲載作品数を増やし、総ページ数を少なくするとともに、冊子折込を別冊に変更し印刷経費の縮減を行った。 ・応募者への無償配布を取りやめたこと等により、冊子販売数が増加した。 ・今後とも経費節減に努めながら誌面の改善を図る。
151	市民文化祭開催事業(480)	生涯学習課	B	出品・出演を希望している個人や団体は増加しており、抽選をするなどして参加人数・参加団体を調整しなければ、現在の開催日程では希望者全員が出演することは困難となっている。	①開催日程で調整ができるように抽選を行い、個人参加者・団体参加者の増加に対応する。 ②市民文化の祭典として、また文化に親しむ市民の成果発表の場として充実するように、文化祭の開催・運営方法を他市などを参考にしつつ検討する。	B 18	来場者が 12,000 人となる大きなイベントである。市民参加による実行委員会をボランティアにより運営しており評価できる。参加者が年々増え続けている中で、収容施設は限られており、限界に達しつつある。参加費を徴収するなど運営方針の再検討が求められる。また、市の方針との調整を前提にパンフレットへの広告掲載など、経費縮減方法を検討し事業の拡大を目指すべきである。	●			平成 19 年度からパンフレットへの広告掲載を実行委員会に諮り、使途を明確にし、広告を募った。 文化に親しむ市民の発表の場として、参加者や入場者が増加していることから、市民文化祭の開催に要する経費も増加傾向にある。しかし、厳しい財政状況を踏まえ、今後も経費抑制を図りながら、現状の経費内で対応できるよう努めていく。
152	伝統芸術文化振興事業(481)	生涯学習課	B	成果は上がってきているが、芸術文化活動の向上に向け、さらに PR を図っていく。	①事業は、広報紙、ポスター、ホームページで知らせているが、平成 21 年度に向けミニコミ紙なども含めいろいろな広報媒体を活用していく。 ②芸術文化は人生を豊かにすることができる活動であり、生涯学習や余暇を充実させるものである。このため、事業を拡大していく必要がある。	C 17	「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真剣に取り組むことが強く求められている。	●			・特色と個性ある伝統的な芸能の発展を目指し、薪能・能楽の会・能楽体験教室をこしがや能楽堂で開催した。さらに、身近な芸能として郷土芸能祭を開催し、入場者数が増加している。 ・平成 20 年 8 月 1 日から使用料の改定を実施した。使用料の改定に当たっては、「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき、市と受益者の負担割合をそれぞれ 50%として改定を行った。
153	文化振興支援事業(483)	生涯学習課	B	自主運営団体として活発な活動を展開しており、市の文化水準の向上に大きく貢献している。今後は補助金の交付だけでなく、活動団体の自立を促す必要がある。	①平成 21 年度に向け文化活動のさらなる充実を求めていく。 ②生涯学習の浸透に伴って越谷における文化活動はさらに発展が見込まれる。また、自主的な活動の充実を図る。	B 20	【文化連盟助成金】 （内部評価：終期設定）（外部評価：終期設定） 市の文化事業に貢献するという事業の重要性は十分認められる。ただし、現在は各行事などの参加人数を把握するにとどまり、助成金交付に対する事業成果が十分に把握されていない。 今後は、参加者によるアンケート調査を盛り込むなど、事後評価を適切に行うことが望まれる。また、実施した事業の成果によって、助成金の額を決めるようにすべきである。	●			越谷市文化連盟から事業報告書（総会資料）の提出を受け、活動状況を確認している。今後とも実施した事業の内容把握に努め、文化連盟と意見交換を行っていきたい。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
154	成人式開催事業(489)	生涯学習課	B	各地区実行委員会を公民館区で組織し、成人式を実施している。新成人の要望等を把握し、各地区独自の催し物が実施できるように努める。	①②今後も、新成人が社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として、成人式を開催する。現在の各地区の開催を継続しつつ、出席率のアップを図っていく。	B 20	新成人が実行委員会に参加して自ら企画運営を行うなど特徴ある成人式を行っており、意義が認められる。 現在の成人式に対する満足度は 70%を超えているが、アンケートの回収率が 25%程度と低い。今後は、回収率を向上させ、さらに精度の高い情報収集のための工夫が望まれる。 また、新成人に越谷市の文化を紹介するなど越谷市の特色を加えることが望まれる。	●			・今後も各地区成人式実行委員会と連携を図り、新成人の新しい門出を祝福し、社会の一員としての役割と責任を持つ節目として成人式を実施していく。 ・アンケートについては今後も実施していくが、その回収方法について、回収率の良い地区の手法を参考にするなど、各地区実行委員会が中心となり、回収率の向上を目指していく。 ・当日、新成人に配布するパンフレット等を有効に活用し、越谷市の文化等についても紹介していく。
155	青少年団体育成事業(501)	生涯学習課	B	少子化に伴い、参加者、参加チーム数が減少傾向であるため、より参加率を高める事業の企画、運営を図る必要がある。	①子どもを取り巻くすべての人が、子どもたちとのかかわりを見直し、家庭、学校、地域、青少年育成団体との緊密な連携を図っていく。②地域や団体の実情にあわせて、活動の支援や指導者や団体の育成を図っていく。	B 20	少子化が進展する中、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、いずれの組織においても加入者数が減少してきている。今後は、各組織が自立した運営ができるよう、助成金を主体とした事業から、指導者の育成や組織からの相談に乗るなどソフト面の強化を図る方向に向かうことが望まれる。【越谷市子ども会育成連絡協議会交付金】（内部評価：減額(縮小)・終期設定）（外部評価：減額(縮小)・終期設定）　現行でも子供会の加入率は約 40%にとどまっている。少子化の進展、保護者の地域活動参加に対する意識の変化等により、今後とも子供会に加入する児童の数は減少することが予想される。現在の予算額にこだわることなく、子供会への加入数、加入率などの推移を確認しつづけ、柔軟に予算額を見直すことが望まれる。【ボーイスカウト助成金】（内部評価：減額(縮小)・終期設定）（外部評価：減額(縮小)・終期設定）　ボーイスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ボーイスカウトは、花火大会、市民祭り、ユニセフの募金活動など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。【ガールスカウト助成金】（内部評価：終期設定）（外部評価：減額(縮小)・終期設定）　ガールスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ガールスカウトは、綾瀬川の水質調査など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。	●			・少子化・核家族化が進む現在、子どもたちの健全育成を目的として、地域や団体等が様々な活動を行っている。子ども会育成連絡協議会では、加入者の募集を各事業を通して行っており、また、今後は「地区だより」等を活用したＰＲ活動に努めていく。 ・平成 20 年 10 月発行の「広報こしがや」季刊版秋号にボーイスカウト・ガールスカウトの募集記事を掲載したところ、市民から数多くの問合せ等があったことから、今後もボーイスカウト各団連絡協議会・ガールスカウト連絡協議会と連携し定期的に様々なＰＲ活動を行い加入者の増大に努めていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
156	体育指導委員活動充実事業(508)	体育課	B	スポーツ・レクリエーションの振興のため、ニュースポーツの普及等の主催事業を実施しているが、事業実施後の普及策や継続方法について検討が必要である。 地域におけるスポーツ活動への支援者、指導者として、活動機会が少ない。	①ニュースポーツの普及に向けた活動を推進する。事業の普及策や継続方法について検討し、生涯スポーツの振興を図る。指導者要請に対応した、指導者派遣の充実を図る。 ②市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図る。	C 17	スポーツ・レクリエーション事業の充実により、心豊かなまちづくりを推進することは重要であり、そのための指導員を生涯スポーツ講座やスポーツ教室に派遣することは、これまで十分意義を持っていた。しかし、スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、必ずしもスポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなってきており、今後、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである。	●			体育指導委員は、市が主催する生涯スポーツ講座やスポーツ教室、自治会や各種団体が企画する事業の講師要請に応じ、指導者として活動をしている。また、市民が楽しく参加できるニュースポーツ「ドッチビー」の普及活動を新たに開始する一方、各種スポーツ・レクリエーション事業を企画・運営により実施している。引き続き、指導者の要請に応じた指導者の派遣の充実を図りながら、市民の健康づくり、体力づくりを目指した活動を展開することにより、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
157	スポーツ教室等開催事業(509)	体育課	B	参加者に対し、受益者負担の観点から、参加費を徴収することについて見直しの余地がある。	①受益者負担の観点から、参加費の徴収を検討する。 ②市民ニーズに応じた参加しやすい教室・講座の開催方法を検討し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていく。	B 20	市民の健康増進のためにスポーツ参加意識を向上させるための当事業の意義は大きく、また提供されている教室や講座の満足度が高いことは評価できる。現在の課題は、高齢者特に男性の参加が女性に比べて少ない事ではないだろうか。男性や高齢者、初心者を気軽に参加させるための新しいスポーツ、軽スポーツ等種目の充実の検討が求められる。 また、参加者にスポーツを継続させることをねらいとして、週ごとのエクササイズ数を把握し合うなど、参加者の励みになるようなプログラムの検討もお願いしたい。	●			生涯スポーツ講座をはじめとする各種スポーツ講座については、「いつでも、どこでも、だれでも」をスローガンに、年間を通して気軽に健康づくり、体力づくりができる場として実施している。新たな取組として、平成 19 年度より「男性のための軽スポーツ講座」、「生涯スポーツ講座における体力テストの実施」、平成 20 年度より「初心者のためのアクアビクス教室」など、事業の充実を図っている。引き続き、市民ニーズを把握しながら、楽しく参加できる教室・講座を開催し、市民の健康・体力の維持増進のため、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
158	スポーツ・レクリエーション推進事業(511)	体育課	B	事業の成果をより良いものとするため、講演会の開催方法等について、見直しが必要である。	①講演会の運営、進行などの開催方法について、検討する。②講演会事業の充実を図ることにより、スポーツへの関心の高まりや活動への取り組みの向上を促進する。※2 年任期の 13 地区スポーツ･レクリエーション推進委員会委員の記念品代を隔年で計上している。	B 19	スポーツ講演会、スポーツリーダーバンク登録、体力テスト、なわとび大会の運営、また競技参加者への障害見舞金の支給等、スポーツ・レクリエーション振興の事業である。今後、後援ないし共催団体である体育協会やレクリエーション協会との役割分担、すみわけを検討し、各種団体に事業を委託することも考慮していただきたい。　また、生涯スポーツ振興計画を踏まえ、各活動状況を分かりやすく取りまとめた越谷スポーツレポート（仮称）の発行等により一層市民の健康・体力づくりの啓発に努められてはどうだろうか。また、成果指標を設定し、定量的効果の公表にも努めていただきたい。	●			体育協会主催事業の体育賞に合わせて開催しているスポーツ講演会、体育指導委員主催事業のなわとび大会、体力テストなどの事業運営については、スポーツ関係団体の協力により進められている。今後は、事業の運営、進行などが団体主体で進められるよう検討していく。また、市民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に始めるきっかけとなるよう、大会の開催やスポーツ団体の活動に関する情報提供の充実を図る。
159	市立体育施設管理事業(512)	体育課	B	施設及び設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	①施設、設備及び備品等の維持管理や保守点検の充実を図っていく。 ②老朽化の著しい第 1・第 2 体育館については、建て替え等も検討する。 ③北体育館については、耐震化に向け、検討する。	B 19	市内 4 地区にある 5 体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。 委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め９０％の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。	● ★			引き続き、市民に安全・安心に利用いただけるよう施設及び設備の定期点検業務を実施する。また、体育館の使用料について、将来にわたって継続的、安定的にサービスの提供ができるよう、平成 19 年度に「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づく使用料の見直しを行い、平成 20 年 4 月 1 日利用分から一部体育施設の使用料を改定した。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
160	市立体育館管理運営事業(514)	体育課	B	夜間個人開放事業は、参加者が特定する傾向にある。また、鍵開閉業務依頼人の高年齢化が進んでいる。	①夜間個人開放については、勤労者の参加者が増えるよう、検討する。 ②地域に密着した施設として、地域との協働による管理運営体制について検討する。	B 18	地域のスポーツ、レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。	●			平成 20 年度に北体育館に再任用職員を配置し、地域体育館全館において休館日である火曜日を開館することにより、利用促進を図っている。 さらに、夜間の貸出区分についても地域の利用関係団体等による管理や再任用職員の配置などについて検討し、今後も利用者が安全に安心して利用できるよう、管理の充実を図る。
161	総合体育館管理運営事業(515)	体育課	B	施設の改修等により、利用者の安全を確保し、利用促進を図る必要がある。	①指定管理者の自主事業の拡大と PR 活動の充実により利用者の増加を図っていく。 ②施設管理については、保守点検の徹底と計画的な施設改修を行い、安全確保と利用促進を図っていく。	B 20	総合体育館の主会場については、利用率が97%に達しており、利用促進面の努力が認められる。利用率 71%のサブ会場等施設の更なる効率的活用に向けて、指定管理者の自主事業の拡大は重要と考える。自主事業については、スポーツ教室等開催事業と連携するなどの工夫が求められる。ビーチバレー、エアロビクス、バドミントンの開催が成果指標に挙げられたが、市民の健康増進を図る目的としてふさわしいかについては、対象者の満足度を調査するなどの検討が必要ではないだろうか。	●			引き続き、指定管理者との連携により、施設・設備の保守点検を充実させ、不良箇所の改善に努めていくことで利用者の安全確保と利用促進を図る。 また、指定管理者の自主事業に関しては、PR 活動の充実はもとより、開催事業の種目や内容等を検討し、更なる参加者の増加を図る。
162	市民体育祭事業(516)	体育課	B	事業の成果を挙げるため、各種大会の内容・開催方法等について、より一層の検討が必要である。	①市民が参加しやすい大会となるよう、種目や運営方法について、関係団体との協議、検討を図る。 ②市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう、スポーツ・レクリエーションの活動機会の充実を図る。	D 16	フェスティバルの開催を含め事業を一旦廃止し、市民の新たなニーズを踏まえた上で再検討していただきたい。	●			市民体育祭の実施に当たっては、主催 6 団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、種目や競技方法、運営方法について、協議、検討を重ね、より良い市民体育祭となるよう取り組んでいる。平成 19 年度から、新しい地区対抗種目として、グラウンド・ゴルフ大会を導入、開催し、多世代の方々が楽しめる大会となった。平成 20 年度からは卓球大会を復活開催している。引き続き、主催 6 団体を中心に、誰もが参加できる市民体育祭となるよう取り組み、市民の交流と健康づくり、体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーション活動機会の充実を図る。
163	スポーツ・レクリエーション団体支援事業(統合)(517)	体育課	B	団体の自主的運営がさらに進められるよう、育成、支援、指導を促す必要がある。	①団体の自主的な取り組みを促し、引き続き、育成、支援、指導を促していく。②団体との連携により、自主的な取り組みを促進し、活動への支援の充実に努め、市民の団体への参加を促すことにより、団体の活動の充実を図っていく。	B 18 C 16	<越谷市レクリエーション協会補助事業>高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。 <越谷市体育協会補助事業>　当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。	●			越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会は、越谷市のスポーツ・レクリエーションの振興のため、特に、市民の健康づくり、体力づくりが進められるよう、市民体育祭をはじめとする各種大会の運営を担当している。また、ゲートボール協会においては、団体の自主運営が進み、平成 20 年度補助金の削減を実施した。今後も、各協会の運営にあっては、構成団体による自主運営がさらに進むよう育成、支援、指導を行い、団体の活動の充実を図る。 なお、平成 20 年度事業の天皇賜杯第 63 回全日本軟式野球大会については、単年度事業として開催し成功裏に終了した。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
164	図書館施設管理事業(520)	図書館	A			B 18	図書館施設の維持管理上必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間開館時間のさらなる延長が求められることから、特に１７時以降の警備体制強化を検討すべきである。	●			図書館施設の維持管理については、清掃委託内容を支障のない範囲で縮小し、経費削減を図ってきた。また、図書館内外の巡回回数を増やす等の警備体制強化を図っている。引き続き、施設管理を適正に行っていく。
165	図書館施設改修事業(521)	図書館	A		①②現在使用のエレベータは設置後 25 年以上が経過し、経年劣化・老朽化が進行しているため、リニューアル工事を行っていく。	B 20	老朽化した図書館の施設改修事業である。図書館は、多くの市民が訪れる公共施設であり、安全、バリアフリーにも配慮し、高齢者や子供にも優しい施設であるためには、適切な改修箇所を確認し改修計画を立案し、積極的に対応されることを期待する。 予算通り執行し改修完了したことをもって事業評価をＡ（事業内容は適切である）とすべきかには疑問である。改修対象案件及び改修内容を最小コスト、最大効果の視点でどの様に決定したか、また改修費用の妥当性は何をもって確認したか等、明らかにしていただきたい。	●			図書館施設改修事業は、安全、快適、バリアフリーの観点から改修箇所の優先順位を決め、限られた予算を有効に執行していく。今後、ますます修繕や改修が必要になっていくと思われるが、営繕課等のアドバイスを受けながら、適切に対応していく。併せて、事務事業評価表の活動結果や成果欄の記入を工夫し、内部評価をより客観的に行っていく。
166	蔵書等整備事業(524)	図書館	B	事業は計画どおり実行されているが、利用者の要求は増加するばかりであるため、図書館システムのバージョンアップなどによる、効率化を図る必要がある。	①図書館システムにより、蔵書の的確な管理を行っていく。 ②第 2 図書館建設に向けて蔵書等の整備を図っていく。	B 20	図書館システムは 5 年間のリース購入であり、平成 22 年にバージョンアップを計画されている。現システムについて、利用者の利便性向上と業務効率化のための改善ポイントを整理するとともに、専門家の意見を聞くなどして慎重な更新をお願いしたい。現状での図書館運営上の問題点を明らかにし、その問題点をどの様に改善するのか、更に何がどうなれば成果が出たと判断できるのかを整理したうえで、成果指標及び目標値を設定し評価していただきたい。分かり易く納得性のある指標の設定をされることにより、更に市民の理解を得られると思われる。	●			図書館システムの平成 22 年度のバージョンアップに向けて、図書館内での検討を重ねていく。加えて、情報統計課職員から意見を聞く等、更なるサービス向上、効率的な業務遂行が可能な方向でのシステムを構築するための準備を行う。
167	選挙啓発事業(531)	選挙管理委員会事務局	B	特に若年層を中心とした投票率の低下	①②選挙啓発は、直ちに結果の出る事業でないため、今後も一人でも多くの市民（特に若年層）が政治に関心を持ち、選挙に行くよう、粘り強く、啓発を行っていきたい。	B 20	市民、特に若年層からの意見を収集し、今後の選挙啓発活動に反映させることが必要と思われる。なお、若年層への政治に関する関心の喚起には、立候補者側へ工夫を求めることも必要と思われる。	●			選挙時には 10 種類に及ぶ啓発事業を展開している。常時啓発としては若年層の政治離れ・選挙離れが指摘されていることから、20 歳の誕生日に合わせ、お祝いのメッセージとともに啓発冊子の送付、小中高校生には選挙啓発ポスターの募集や生徒会役員選挙時における投票箱の貸出しなどを実施している。 また、埼玉県選挙管理委員会及び他の自治体と連携を図りながら調査・研究している。
168	農業者年金事業(536)	農業委員会事務局	B	農業者に農業者年金制度への理解と加入促進を引き続き図る必要がある。	①研修により推進員である農業委員及び事務局員の認識を高め、農業者に対する制度のＰＲ活動を強化する。②加入対象者の絞り込みができるよう、データの整備を図っていく。	B 18	年金制度自体の課題もあり、平成１４年度以降加入者がない状況にある。現在の受給者８３件分の維持管理に徹し、コストの一層の削除の検討を望む。	●			農業者年金基金との業務委託契約に基づき、年金受給者からの届出、請求等の受理及び基金への送付を引き続き行う。また、加入者の確保に資するため、農業者に対する制度の周知・普及活動を工夫継続し、一層の加入促進を図っていく。

No	事業名	課名	担当課の評価			外部評価（数字は外部評価実施年度）		左記評価結果を踏まえた担当課による今後の対応等（平成 21 年 2 月現在）			
			総合評価	コメント	改革改善案 ① 平成 21 年度に向けた取組 ② 中長期的な取組		コメント	検討見直し	終了	現状維持	左記内容等
169	農地地図情報システム整備事業(537)	農業委員会事務局	B	地図情報は、現地確認のための地図出力や農地法違反状態の把握、転用地の周囲の把握など利用価値が高いが、利用集積や遊休農地解消のための有効活用が必要と思われる。	①システムの機能の再確認を行い、遊休農地の解消等に有効な活用を図る。 ②農水省が打ち出した地図を基礎とした農地情報の一元化に向けて地図情報・農地基本台帳等のデータの検証を進めていく。	B 20	地図情報の活用については、固定資産税業務等既存の情報システムとのデータ連携を図られていることは評価できる。今後は、既に整備された地図情報システムの更なる有効活用を検討する必要がある。 農地地図情報システムの活用によって得られた業務実施上の効果、例えば相談対応に要した時間の短縮化などを成果指標として設定し、成果を明確にする必要がある。 また、事業名、事業目的が事業内容を正確に表していない。訂正を要する。	●			システムの機能を再確認し、遊休農地の解消等更なる有効活用を図る。また、地図情報を基礎とした農地情報の一元化に向けて農家基本台帳、転用台帳システム等のデータの検証を進めていく。 事業名については、農地地図情報システム運用事業に変更する。
170	消防委員会運営事業(539)	総務課	C	現行の消防委員会については、設置後 50 年余りが経過し、初期の目的は達成されているため、消防の他の制度を活用するなどの見直しが必要である。	①消防委員会の廃止に向け、調査・検討を行っていく。 ②消防の他の制度を活用することにより、平成 21 年度までに廃止する。	C 18	今後諮問したい議題について、年２回の委員会で十分な審議は困難と思われるし、現行委員会は設置後５０数年たっており、初期の目的は十分達したと思われるので、組織目的の抜本的な見直しが必要ではないだろうか。 一案として、消防本部で消防行政の抱えている諸問題を把握・整理し、それらの事項を調査・審議するため、現行委員会は廃止し、新たに協議する体制を５年毎に設置し、実効性のある審議を図ることとしてはどうだろうか。		● ★		附属機関である消防委員会については、平成 20 年度末で廃止する。消防委員会に代わるものとして、消防関係団体（消防団、防火安全協会、婦人防火クラブ、住宅防火推進協議会等）による連絡会や公聴制度等について検討していく。
171	火災予防事業(550)	予防課	B	火災予防事業は、消防本来の最重要業務であり、今後も変わらない継続的な業務である。防火管理者の選任率及び防火対象物の査察実施率の目標に対する達成率が低いため、積極的に査察等を行い防火管理の強化を図っていく。コスト削減の検討を行い、火災予防思想の普及啓発運動を広範囲にわたって推進していく。	①平成 20 年度から住宅用火災警報器の設置義務化が既存住宅にも適用されたことから、今後も積極的に住宅用火災警報器の設置に向けての普及啓発に努めていく。また起震車の再リースを行い、借上料を削減する。さらに、査察等の業務の強化を図っていく。 ②建物火災の死者数を減らすことを目的に、住宅防火対策、放火火災防止対策及び違反防火対象物の解消を推進していく。また、再任用の職員を活用し、査察率の向上を図っていく。	B 19	防災対象物の査察等により、人口１万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が充分にうかがわれる。 今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。	●			・起震車の再リースについて、平成 20 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日までの長期継続契約を締結したことにより、年間リース料の削減が図れた。 ・防火対象物の査察率を向上させるために、再任用職員の活用により体制を強化する。
計								153	4	14	
上記のうち、平成 20 年度外部評価対象事業								62	0	6	